

予算決算常任委員会 文教厚生分科会記録

1. 開催日時 令和7年3月5日（水） 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 吉津分科会長、綾城副分科会長、米弥委員、林委員、
岩藤委員、中平委員、上田委員、江原委員、ひさなが委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・釧物次長
8. 協議事項
3月定例会本会議（2月25日）から付託された事件（議案1件）
9. 傍聴者 名

会議の概要

- ・ 開会 午前9時30分 閉会 午後2時23分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和7年3月5日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

釧 物 伸 次

吉津委員長 皆さんおはようございます。ただ今から、2月28日に引き続き、予算決算常任委員会文教厚生分科会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。分科会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、分科会長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますよう、お願いします。それでは、議案第8号「令和7年度 長門市一般会計予算」を議題とします。審査は、別紙一覧表に沿って、課ごとに行います。はじめに、市民活動推進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 予算書86ページ、第8目「市民活動推進費」事業コード020 集落機能再生事業5,906万円ですが、前年度と比較して1,677万1,000円の増となっております。これは、既存集落支援員13名と新規3名の設置を目指し、集落支援員設置経費を増額しております。その他、集落機能の再生、維持を図るための経費を計上させていただいております。また、予算書88ページ、同日、事業コード700 まち・ひと創生推進事業2,383万5,000円ですが、前年度と比較して127万円の減となっております。これは、建物の維持管理に関わる経費を中央交流プラザ管理運営費で計上したことに伴う減となります。また、市民活動支援センターの運営を民間団体へ委託することとしており、市民活動支援センター業務委託料を計上させていただいております。次に、予算書106ページ、第42目「地域交流プラザ費」につきましては、令和7年4月から公民館を交流プラザにすることから、第10款「教育費」から移款し、大規模改修及び指定管理委託料を除き、交流プラザごとに事業コードを設定し、事業及び維持管理に関わる経費を計上しております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 予算書89ページ、第8目「市民活動推進費」事業コード055で、出会い創出支援事業250万円についてですが、まず、令和7年度事業内容についてお伺いいたします。

活動推進班長 令和7年度の事業内容についてですが、センターを運営していくことについての変更はございません。あともう1つ、イベントについては、内容の見直しを行っております。これまでは年齢層を区分し、参加要件等を設けておりましたが、マッチングの効率化や参加率の向上をさらに図るため、新年度につきましては、若者をターゲットとしたトレンドを取り入れたタイムパフォー

マンス重視の企画や、年齢区分ではなく 3 市連携の強みを生かした地域を条件とした企画などを検討しております。

ひさなが委員 はい、わかりました。令和 4 年から今の流れで始まっているのかなと思うんですけども、このやり方でどれぐらいまで行かれる見込みなのかというところ、また、そういったご協議するのは令和 7 年度内には行われるのかというところをお伺いいたします。

市民活動推進課長 委員言われるとおり、令和 4 年度、開始当初は、3 年を区切りとしまして事業見直しを図ることとしておりました。ただ、長門市人口ビジョン改訂版においても、年齢別に見た未婚率の推移など、本市の見込み率は年齢が高くなるにつれて全国水準を上回る傾向にあると分析しておりまして、長門市の課題である未婚化、晩婚化の解消のため、新年度も事業を継続することとしております。明確に事業継続年数を現在決めては定めてはおりませんが、現在も来年度の成功に向け準備段階にある会員の伴走支援を行っております。少子化対策として着実に進めていくこととしております。令和 7 年度の協議におきましては、事業内容と改善含めて 3 市の中で行っていきたいと考えております。

林委員 この出会い創出事業については、決算審査の時でも色々私も指摘をさせていただきました。そういったことを踏まえて、令和 7 年度またこう予算計上する、それはそれでいいんですけども、令和 7 年度の執行にあたって、会員目標数はどうなってるんですか。

市民活動推進課長 現在の会員数につきましては、3 市で 129 名となっております。その部分につきましては、目標を 150 名として会員数を増やす取り組みを行っていきたいと考えております。

林委員 それで終わりにしますが、一応目標値は 150 名、会員数 3 市の美祢、萩、長門で。この令和 7 年度のこの予算執行をする時に、その 150 名の目標値というのはクリアできるという見込みがございます。

市民活動推進課長 先ほども申しましたとおり、未婚の方、もちろん結婚を望まれる方というところが対象になると思いますけども、多くおられるというところで、1 つの選択肢としての提示ではありますけども、その 150 名をクリアできるように、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほか、ご質疑ありませんか。

中平委員 同目でございます。86 から 89 ページに渡ります。事業コードは 045 自治会組織等助成事業について、自治会研修費補助金 96 万 3,000 円の積算根拠をまずお伺いいたします。

活動推進班長 自治会視察研修費補助金の積算根拠ですけど、本事業は長門市自治会連合会等先進視察研修事業費補助金要綱に基づき支出を行います。この

要綱では参加者 1 人につき 1 泊 2 日以上の見察研修の場合 9,000 円、日帰りの見察研修の場合 3,000 円の補助を行っております。また、同一組織への補助は 1 年おきというふうに定めておまして、令和 7 年度の対象になりますのが、令和 6 年度に見察を行った仙崎地区以外の 6 地区になります。具体的には、合計 198 自治会が対象となりまして、これまでの参加率大体 54%見込んで、約 96 万 3,000 円ということで積算させていただいております。

中平委員 見察研修ということで、十何年か前の話で、皆さんバスを使われると。私も自治会組織ってこのを見ると、高齢の方が多いいんですよね。僕らも、議員として見察研修を行いますけど、公共交通機関と言っても、結構荷物を持って歩くというところで、バスをチャーターしたいんだけど、昨今のこのバスの、マイクロバスでも一緒ですけど、そのチャーター代って 1 日でもう 30 万円になって、もうこの予算ではそういう形では研修見察に行けないという話を聞くんですけど、そのあたりは、担当課はどういう見解でおられるでしょうか。

市民活動推進課長 先ほど説明させていただきましたけども、1 日と日帰りで単価を決めております。バスの貸し切りが高騰していることについては認識しておりますけども、今現在は、多くの人数をもっといただきまして、1 人当たりの単価を下げるなど行っていただき、研修のほうを取り組んでいただくと言いますか、実施していただければと考えております。バスの貸切料金だけではなく、宿泊料のほうも高くなってきておりますので、その辺も含めて、自治会連合会のほうと協議、話を伺って、研究は続けていきたいと考えております。

米弥委員 こちらの自治会組織等助成事業の中に、自治会集会所建設助成金というのがございますけど、これは増額をされているのですが、既に予定があるのか、もしあれば教えていただければと思います。

活動推進班長 予算を計上させていただいてます金額につきましては、緊急修繕枠 100 万円を除き、既にご相談があったもの 2 件を含めて計上しております。

米弥委員 まず、この助成金なんですけど、受付と言いますか、これは助成金が無くなり次第受付を終わるという認識でよろしいのでしょうか。

活動推進班長 緊急修繕枠については、その都度対応をさせていただいておりますけど、この申請サイクルとしましては、今年度、内容についてご相談を受け付けたものに対して、次年度で予算を計上するというふうにしておまして、よほどの緊急性がない限りは、例えば今年度受け付けたものは次年度、次年度もし相談があればその翌年度というふうな形で事業のスキームを構築しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

岩藤委員 先ほど、部長のほうから補足説明がありました予算書 86 ページから 87 ページ、そして事業コード 020 集落機能再生事業で、集落支援員の報酬、こ

これは先ほど13名と新規3名というふうに言われたんですが、事前に資料を取り寄せましたら、新規につくるというのは3地区あるんですけど、今時点で16協議会がある中で、確か事務員さんと言いますか、支援員さんがおられないのが3地区あるんじゃないかなと思うんです。それで、その新規というのは、その3地区なのか、この新しくつくる協議会の支援員の報酬の予算取りなのか、そのところをお伺いいたします。

活動推進班長 新規3人分ということですけど、これは既存の協議会未設置地区の3地区なのか、新規設立の3地区なのかというところは、その協議会ではなく、4月から通年の3人分の予算を計上しておりますので、当然、既存の未設置地区3地区についても働きかけも行っておりますし、新規設立地区については集落支援を設置していただきたいというふうなお話も当然しておりますので、その都度優先的に、早く設置したいというところがあれば設置するというふうな積算の3名となっております。当然、年間を通じて3名を超える場合になれば、当然また補正予算というところで計上させていただきたいなというふうに考えております。

岩藤委員 はい、わかりました。今、協議会も年数を超えて、長いところで13年というふうに活動されているところもあるんですけど、この拡充ですね。地域づくり協議会の拡充事業費補助金の250万円ですが、これの詳細についてお伺いいたします。

活動推進班主査 上限枠を50万円というふうにしておりまして、複数の協議会から申請がありましたら、その予算の枠内で事業費を補助していくというものになります。

岩藤委員 この250万円というのは、あくまでも協議会が対象になるというふうな理解でいいでしょうか。

活動推進班主査 おっしゃるとおりでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

ひさなが委員 予算書88、89ページ、同目の事業コード065コミュニティ創出支援事業について、400万円についてですが、令和6年度、令和7年度事業の内容は特段変わりがなく、同様の内容というところをお伺いしておりますけれども、担当課として令和7年度、どういった効果を期待されているのか、お伺いいたします。

活動推進班長 制度内容としては変更ありませんが、様々な市民活動団体が連携することによって、地域づくり、市民活動が活性化していくことを効果として期待しております。

ひさなが委員 はい、わかりました。いろんな団体がそれぞれ、いろんな課題で

あったり、地域の思いというの持って活動されたり、この支援事業を使われていくんだと思うんですけど、なかなか他団体の情報というのは、それぞれが持っていないところは多いと思うんですけど、そういったところをしっかりと支援をしていただけるのか、そういった点をお伺いします。

市民活動推進課長 こちらの事業につきましては、委員がご指摘されるとおり、他団体との連携というところを条件としております。その部分につきましては、市民活動支援センターのほうで相談を受けておりました、そちらのほうで支援をしていくこととしております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。

ひさなが委員 それでは、事業コード 700 まち・ひと創生推進事業についてです。まず、業務委託料が上がっておりますけど、どういった事業をどういった団体に委託されるのか、お伺いいたします。

活動推進班長 業務委託の内容ですけど、これまで市が主となって実施、市が市民活動支援センターを通じて実施しておりました団体支援、各種市民活動の相談、各種セミナーやイベントの開催、また情報発信などの業務について、民間団体へ委託することを予定しております。

ひさなが委員 はい、わかりました。これは4月1日から始まるということではないんですか。

市民活動推進課長 はい。4月1日から業務委託を予定しております。

ひさなが委員 はい、わかりました。この民間団体というのは、ちなみに今ここで具体的に名前を出していただくことは可能ですか。

市民活動推進課長 予定といたしましては、先日団体設立いたしましたNPO法人のほうを予定としております。支援というところで目的としては一致しておくことから、その団体がふさわしいと考えております。

ひさなが委員 はい、わかりました。先日、立ち上げをされています。4月1日から実際に委託を始めていかれるというところで、今までは結構いろんな補助金のメニューだったりとかを支援センターのほうで色々情報提供していただいたりしていたと思うんですけど、そういった専門的なところが、先日発足した団体が4月1日から賄えるのかというのは、ちょっと不安に思うところがあるんですけど、その点についてお伺いいたします。

市民活動推進課長 現在、市民活動支援センターの事業を回しております専門員のほうが、NPO法人の職員として雇用と言いますか、内定をしておること、また県のほうの市民活動のセンター等で補助金等のまとめをされておりました、そことも連携をしまして、市民活動団体等からのそういった相談がありましたら、しっかりと支援をしていきたいと考えております。

ひさなが委員 わかりました。委託をするということで、全く手が離れるというわけでももちろんないと思うので、その委託先と行政との連携についての考え方について伺いたします。

市民活動推進課長 業務委託でありますので、業務自体、市民活動推進課というところになります。民間のほうに委託しますので、そちらのほうの専門性を発揮していただきたいと考えております。支援につきましては、両方の役割を持って連携して、市民活動団体と地域組織と支援をしっかりとしていきたいと考えております。

綾城委員 予算説明資料 7 ページ、まち・ひと創生推進事業 2,383 万 5,000 円、ここのページに市民活動支援センター事業経費っていうのがあります。一緒かなと思いますので、ちょっと関連で聞きます。1 点だけ確認なんですけど、課長さんでも部長さんでも大丈夫なんですけど、この場合、今から新しく立ち上がった NPO 法人さんが市民活動支援センターの運営を業務委託でされていくってことなんですけど、この前一般質問で、学生が学習、勉強する場所ではないというような説明があったと思うんです。そのときにホームページには自主学習ができますといったことは書いてありますのでと言って、少しご指摘をさせていただきましたけど、その後、ここの疑問ですね。結局、一般質問でそういうふうに紹介されてるんで、誤解をした方もいらっしゃるんじゃないかなって思ってるんですけど、そののところってというのはどうなってるのかってというのは 1 点確認させてもらっていいですか。

市民活動推進課長 委員の質疑ですけれども、一般質問での回答につきましては、市民活動支援センターが勉強するところを主目的として設置していないというところで、学生が利用しやすい環境づくりとしての使用時間の延長は考えていないという流れでの答弁させていただいております。開館以来、学生の自主利用は言われるとおり認めております。ただ、学生のほうが市民活動支援センターについては、同時に他団体の方も利用される可能性があり、静かな学習スペースにはならないということと、また市民活動支援センターの主目的でありますところを学生の方にもしっかりと勉強していただきたいというところもありまして、ボランティア活動でありましたり、現在市民活動団体が活動していることへの少しお話であったりとか声かけをさせていただいております。そういった部分で、学習だけを目的とした施設ではないという答弁をさせていただいたところでもあります。

綾城委員 つまりだから自主学習してもいいと、学習はできますよっていうことでよろしいですか。

市民活動推進課長 自主学習で利用されることも拒んではおりません。

岩藤委員 先ほど、今言われた市民活動支援センターのことなんですけど、これ

から NPO 法人とか山口市のほうに、県庁に行かなくても、長門市がその業務を受けるっていうふうなことがホームページとかにも書いてあるんです。山口県では周南市からこの長門市が 2 番目ということで、こういうふうな手続きもこの支援センターに行けばできるという理解でよろしいでしょうか。

活動推進班長 NPO 支援の法手続きに関することですが、これはもう令和 6 年度からスタートしておりまして、引き続きセンターと市民活動推進課で支援を行うようになっております。

岩藤委員 わかりました。そしたら、ここのセンターの上のほうに市民活動支援センターの運営協議会委員報酬が出ております。6 万円なんですけど、これ何人で、年何日ぐらい開催されるものなのか、お伺いいたします。

活動推進班長 委員さん 6 名、単価 5,000 円で 2 回分の経費を計上しております。

米弥委員 予算書 99 ページ、第 19 目「諸費」、事業コード 025 防犯カメラ設置事業なんですけど、事業費が増額となっております。これ、防犯カメラを何か所設置されるのか。また、可能であれば設置場所を教えてくださいと思います。

市民活動推進課長補佐 令和 7 年度からは、既設の防犯カメラにつきまして、従来のアナログ型からネットワーク型の防犯カメラに順次切り替えていくこととしております。前年度は新規設置分として 1 台分の工事費のみ計上しておりましたが、令和 7 年度におきましては、既設の 8 台分のうち 2 台分を切り替えることとしているため 69 万 3,000 円の増額となっております。またネットワーク化することで、新たにインターネット回線につなげることとなりますので、その回線料として月額 6,600 円の 2 台分の 1 年間分で 15 万 8,400 円。それとカメラの記録データはインターネット回線を通じてパソコンで見れるようにするためのノートパソコンの購入費として 8 万 8,000 円が必要になることから、合計で 94 万円の増額となっているところでございます。それから、設置箇所につきましては、市民活動推進課のほうで設置しております防犯カメラ 8 台のうち、1 番最初に設置いたしました、平成 27 年度に設置しました仙崎小学校付近の市道旭町線内に設置している分 1 台と、旧教育委員会、現在のヒストリアながとの壁面に設置しておりますカメラ 1 台の計 2 台を予定しているところでございます。ただし、予算が 2 台分の計上をしておりますけれども、当該年度に新規の設置要望がありましたら、そちらを優先させていただきたいと思っておりますので、計画は若干ずれてくることもあるかと思っております。

綾城委員 当初予算説明資料 12 ページです。三隅交流プラザ空調設備設計事業について何点かお尋ねしたいと思っております。これ旧三隅農業者トレーニングセンター、これから三隅交流プラザになるところですね。ここの老朽化したガス空調を新たに電気空調に取り替えるということでございますけれども、そもそもこ

れまで電気空調の施設が多いと思いますけど、これまでここがガス空調にしていた理由についてまずお尋ねしたいと思います。

三隅公民館主査 現三隅農業者トレーニングセンターの空調機は平成 9 年度に改修され、当時、ガス空調と電気空調のどちらにメリットがあるか、ランニングコストも含めて検討されており、当時はガス空調のほうにメリットがあると判断され、ガス空調を導入されたものでございます。

綾城委員 当初はガス空調のほうにメリットがあったので、ガス空調のほうにコスト的にメリットがあったというところでガス空調にしていたと。今回、電気空調に切り替えられるということですけど、その理由というかメリットについてお尋ねいたします。

三隅公民館主査 メリットといたしましては、今回導入を予定している電気空調機につきましては、個別の置き型、これを中心に設置する予定を考えております。これによりまして、個々の維持管理及び修繕対応につきましてもやりやすくなるものと考えております。

綾城委員 それはそれで色々利活用のところとか、メリットもあるんでしょう。1 点確認です。これ例えば維持コストのところのメリットはあるのか、ガス空調と比べてあるんでしょうかお尋ねします。

三隅公民館主査 維持コストにつきましては、ガスと電気という比較になりますと、現時点、電気のほうが高騰しておりまして、電気のほうがコスト高にはなるかと考えております。ただし、先ほども言ったように、施設が老朽化する中で、維持管理という業務割合が非常に大きいものとなってきております。この辺りをしっかり管理ができるような体制ということになると、大きい設備を設置するより個々の空調機を設置して個別対応したほうがやりやすいという考えのもと、電気空調の個別設置を考えているところでございます。

綾城委員 維持コストは若干上がるけれども管理しやすいほうを導入したほうが職員さんの負担軽減にもなるということだと思いますけれども、前、この議会として、このガスヒートポンプ。これは例えば災害時等も停電をしたときに全く電気系は使えなくなってしまうので、このガス空調にしていたほうが地元事業者さんがすぐ対応もできる等々の理由で、議会としてもこういうガス空調みたいなところを_____それは例えば学校の体育館とかそういった話もありましたけれども、そういったことを考えてもいいんじゃないかというような要望的意見書を 1 回上げたことがあるんです。その辺については、何か検討されてるかどうかっていうのをお尋ねします。

三隅公民館主査 災害というものは色々な形がありまして、例えば地震による火災等を考えると、一概にガスがいいとも限りません。また現在、ガス空調につきましては、家庭用のものは製造中止されております。業務用であれば、あ

る程度の規模ということになり、個別設置というのは難しいものだと考えております。現に、これまでガス空調で故障した箇所につきましては、順次電気空調に切り替えているというのが現状でございます。

林委員 綾城委員のほうから、ずっとこれまでの議会としての取組みというか、言ってますけど、今回 283 万円ほど設計委託料として計上されているんですけども、実際これが本格的にこの高圧受電設備の容量の拡大というか、こういった設計業務が終わったのちというのはどんな形になるんですかね。

三隅公民館主査 今回のこの設計業務によって、全体の総事業費が見えてくると思います。まずは施設の電気容量が今ギリギリの状態でございますので、まずはこちらのキュービクル改修を先に行いまして、そちらの整備が終わりましたら空調機の設置等を順次行うというのが、担当のほうで考えているスケジュールでございます。

林委員 そのスケジュールからすると、そういった今後その補正対応とかという形で予算計上されるというふうに、こちらとしては思っていてよろしいでしょうか。

三隅公民館主査 現在、設計委託を新年度にかけるのは、最初の入札にかけさせていただいて、なるべく早い時期に設計を終えて事業実施に入りたいと担当としては考えております。ただ、設計に 120 日間かかるという状況もございます。なるべく今空調が効いていないという状況を施設としては改善していきたいと考えておりますので、時期的にはなるべく早い時期としか申し上げられません。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、市民活動推進課所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、市民活動推進課所管の審査を終了します。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 05 —

— 再開 10 : 07 —

吉津委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、総合窓口課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 補足説明は特にございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 予算書 117 ページ、第 1 目「戸籍住民基本台帳費」、事業コード 900

戸籍住民基本台帳費についてお伺いいたします。令和 6 年度予算に比べて事業費が 1,413 万 2,000 円の増額となっております。この増額の主なものは会計年度任用職員報酬等の増額と思いますが、その理由と会計年度任用職員を増員した等ありましたらお伺いいたします。

窓口班長 会計年度任用職員報酬等の増額理由につきましては、本年 2 月 26 日に運用を開始しました「書かない・待たない」窓口を実施するために、新たに窓口での接客業務に従事する窓口サービス専門員の職を設置するとともに、雇用する会計年度任用職員を 4 名から 8 名に増員したことから増額となったものでございます。

ひさなが委員 今のところで、窓口サービス専門員、これは 12 月補正でされていたと思うんですけど、その人員の確保というのは順調なのか、また、令和 7 年度においても当初の見込みどおりスタートできるのか、お伺いいたします。

窓口班長 窓口サービス専門員につきましては、12 月に 4 名の募集をしたところ 6 名の応募がありまして、面接等による選考を行った結果、2 名を採用したところでございます。現在、4 月からの採用についても、2 名の応募があることから選考しているところでございます。

ひさなが委員 はい、わかりました。では、今の事業コード 900 戸籍住民基本台帳費の中のシステム・ソフト等リース料 1,082 万 8,000 円がありますけれども、こちらの内容についてお伺いいたします。

窓口班長 システム・ソフト等リース料の内訳につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムのリース料が 374 万 3,520 円、戸籍情報システムのリース料が 504 万 5,436 円、個人番号カード等裏書プリンターのリース料が 107 万 5,800 円、宇津賀と向津具出張所の複合機のリース料が 18 万 2,160 円となっております。

ひさなが委員 はい、わかりました。これで市民が新たに自分たちでしなきゃいけない手続きがあるのか、また、それもいつまでにしなきゃいけないとかがあるのか、お伺いいたします。

窓口班長 令和 7 年度に新たに市民の方がされる手続きにつきましては、戸籍法の一部改正に伴う戸籍への氏名の振り仮名記載事業のために、今年の 6 月以降、本籍地がある市区町村から戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名の通知が郵便で市民の方に届きます。市民の皆様におかれましては、通知された振り仮名が自らの認識と一致していない場合は、市役所やマイナポータルから届出をしていただくようになっております。振り仮名が正しい場合は、届出をしなくても、そのまま戸籍に記載されるものとなっております。

吉津委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

中平委員 予算書 135 ページ、第 7 目「老人医療費」、事業コード 010 後期高齢者医療広域連合負担金についてお伺いいたします。前年度より負担金が 1,014 万 2,000 円増額になった理由をお伺いいたします。

保険管理班主査 山口県後期高齢者医療広域連合からの基礎数値資料を基に予算計上しております。増額の主な要因といたしましては、後期高齢者医療療養給付費の増によるもので、こちらは被保険者数の増加や医療の高度化等によるものと推定しております。

上田委員 これは、これから先のわかりにくいところもあるかもしれませんが、数年後の先の予想みたいなものは、どのように考えておられますか。

総合窓口課長 今後の見通しにつきましては、現在、団塊の世代などが後期高齢者を迎えることから、後期高齢者の方々は増えていく傾向があるというところと、一方で、長門市の高齢化が進む中で亡くられる方も年々増えている状況ではございます。亡くられる方、そして後期高齢者医療保険制度に移行される方の推移を見ると、若干、後期高齢者医療制度に移行される方のほうが多いのかなと感じております。今、具体的な数字は持ち合わせておりませんので、明確ではございませんが、後期高齢者の制度移行等により負担金は増えていく傾向にあるところでございます。

吉津委員長 関連質疑はございますか。なければ、ほかに、ご質疑はございませんでしょうか。

中平委員 同目、事業コード 030 後期高齢者心電図検査事業についてお伺いいたします。この事業は昨年度まで、ほかの庁内の課が実施していましたが、これを総合窓口課が実施するメリット等がありましたらお伺いいたします。

総合窓口課長 心電図検査事業が、健康増進課から総合窓口課に所管替えとなった理由といたしましては、総合窓口課が実施いたします特定健康診査事業と合わせて後期高齢者への心電図検査を実施することが、受診される方にとりましても受診しやすい環境になるとともに、業務といたしましても効率的な事務処理が行えることから、この度、所管替えを行ったものでございます。

中平委員 業務委託料 171 万 4,000 円、これの積算根拠をお伺いいたします。

総合窓口課長 業務委託料の内容といたしましては、心電図検査委託料として医療機関等に対する経費を予算計上するものであります。内訳といたしましては、集団健診に対しまして 300 人分で想定して 57 万円、個別健診に対しまして 800 人分と想定して 114 万 4,000 円、合計 171 万 4,000 円の予算を計上しております。

中平委員 この検査を受けられるのは市内の病院、医院と大体全てという認識でよろしいでしょうか。

総合窓口課長 本年度、市内の個別健診実施医療機関については、19 施設ござ

いまして、そのうち特定健診につきましては18の医療機関で実施しております。令和7年度につきましても、これから医療機関との調整ということにはなりません。引き続き市内の医療機関で受診いただけるよう努めてまいりたい所存でございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければ、ほか、ご質疑はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり）今一度、総合窓口課所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、総合窓口課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機願います。

— 休憩 10:17 —

— 再開 10:18 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、生活環境課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 予算書159ページ、第2目「塵芥処理費」事業コード045 萩・長門清掃一部事務組合負担金1億4,558万9,000円につきまして、前年度と比較し370万8,000円の増となっています。これは、不燃粗大ごみ処理施設及び最終処分場基本構想策定業務委託料の計上によるものが主な要因です。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 予算書は153ページ、事業コード045 合併処理浄化槽維持管理費補助事業についてお伺いいたします。これ、合併処理浄化槽の設置数は、昨年度の当初予算で担当課から現状710基あると聞いていましたが、説明書のほうは700基となっておりますが、その辺りの数の相違を担当課にお伺いいたします。

環境衛生班長 本市の浄化槽台帳上で、居住要件を満たした専用住宅に設置された10人槽以下の合併処理浄化槽の数が、今現在で693基です。

中平委員 では、前年度より20基近く減ったという認識でよろしいですね。質問を続けます。これ管理費助成事業なんです。新築とか、あらたに合併処理浄化槽を設置した初年度にもこれを適用されるのか、お伺いいたします。

環境衛生班長 補助要件として、前年度の適正な検査結果を要するため、設置初年度は残念ですけど支給できません。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

林委員 これまで、この合併処理浄化槽の補助については、一般質問であるとか昨年の令和5年度の決算審査を踏まえた要望的意見の中でも、維持管理費が非常に重い負担になってるからなんとかしてほしいという、そういう議会からも

意見を出させていただきました。それで、このブロワの修繕費補助なんですけども、これどういった形でこの周知を図っていくのか。要するに、これ全て申請主義だと思うんですが、この適正管理費補助も含めて、その周知方法についてお尋ねいたします。

環境衛生班長 広報周知については、検査機関である浄化槽協会や保守点検業者とも連携して申請を促してまいりたいと考えております。基本的に保守点検業者がブロワの交換をすることが多いかと思っておりますので、ブロワの修繕については、ご自分で買われる方もおられるんですけど、なるべく広報は徹底していきたいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければ、ほか、ご質疑ありませんか。

中平委員 事業コードが変わりますけど、同ページ第6目「環境衛生費」事業コード035 海岸漂着物地域対策事業についてお伺いします。令和7年度の取り組みをお伺いいたします。

環境衛生班長 漂着ごみ回収処理事業としては、例年通り青海島海岸延長約2.5キロを予定しています。漂流ゴミについては、市内漁業者等が操業中に自主的に回収され、陸揚げされた箇所で行う予定としております。漁業者等との調整については、農林水産課との連携により対応したいと考えております。

中平委員 これ僕もバカの1つ覚えじゃないですけど、毎年のようにこの漂着ゴミのことを当初での決算でも言っております。これは、長門市の日本海側の海岸っていうのはもうほぼ国定公園なんですよ。だから、県の一応管理下っていうことなんですけど、やはり市としても、十分、清掃等に力を入れていくのが筋だと思ってですよ。この予算的には違うかもしれないんですけど、よく日韓合同海岸清掃が、大体1つぐらいの事業が長門市の日本海側の海岸で開催されると。これは県と市の共同開催で実施されます。ただ、最近、僕らが地元の中高生、たまには小学生も含めてですけど、海岸清掃のことで話をしたり接したりする時に、特に中高生のこの認識というか意識が低いのではないかと思います。担当者としてはその辺の周知、告知に対する見解をお伺いいたします。

環境衛生班長 生徒の参加に配慮していただけるように、向津具小学校及び菱海中学校には協力依頼文書を毎年送付しています。近年はボランティア活動証明書を求める生徒が増加傾向にあり、地元以外も含め、中高生が家族連れで参加されるケースが増えてきていますので、今後は市内の高校にも協力依頼文書を発送したいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

ひさなが委員 予算書51ページ、歳入のほうの第3目「衛生費国庫補助金」の

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 791 万 1,000 円、これについてはどういった補助金で、補助割合等が市との関係であるのか、お伺いいたします。

環境衛生班主査 こちらにつきましては、環境省の地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業、こちらの補助金を活用しておりますが、長門市につきましては4分の3の補助率で、最大 800 万円が見込まれております。総事業費 1,054 万 9,000 円の4分の3を計上しております、791 万 1,000 円の計算となっております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは152ページ、153ページの事業コード900環境衛生費、計画策定業務委託料 1,038 万 4,000 円、今の補助金と関わりがある部分だと思うんですけども、この計画の策定が1,000万円ぐらいかかるというのは、かなりほかのもの比べると大きいものかなと思うんですけど、何でこれぐらいかかる必要があるのか、どういったものをつくろうとしているのか、その内容についてお伺いいたします。

環境衛生班主査 こちらの計画の内容といたしましては、地域のCO2削減目標、それから再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、区域全体または各施策の目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法等で、体制構築等の検討に関する調査を行ってまいります。こちらの金額につきましては、今、環境系のコンサルタント業者のほうから数社見積もりを徴しまして、予算計上を行っております。

林委員 今の説明を聞きまして、歳入財源との関わりで言いますと、これ国の法律に基づくと書いてあるんですけども、これは何て言うんですか、実際にやらなきゃいけないものなのか、それとも努力義務なのか、どちらなんですか。やらなければいけないのか。

環境衛生班主査 今回予算計上しております計画につきましては、努力義務でございます。

林委員 そうすると、おそらくこれをやらない自治体もあるんでしょうけど、本市が今回、この令和7年度当初にこの計画策定の委託料を計上したというのはどういった理由からなのか、お尋ねします。

環境衛生班主査 国が定める目標値でいきますと、2030年に2013年比で46パーセントのCO2削減、それから2050年にカーボンニュートラルを控えておりまして、それまでの間に義務化がされることを想定しておりまして、現在であれば4分の3の補助がいただけると、そういった中で早めに有利な補助を取れるというところを想定して、今回予算計上させていただきました。

中平委員 ひさなが委員の計画策定業務委託料というのは、予算説明資料16ペ

ージの新規事業、地球温暖化対策実行計画策定事業ということでよろしいですか。

環境衛生班主査 中平委員ご指摘のとおりでございます。

中平委員 それでは、委託料のことは説明していただきましたので、環境審議会運営のこの審議会のメンバー構成と人数等がわかりましたら、お伺いいたします。

環境衛生班主査 環境審議会のメンバー構成につきましては、長門市環境審議会条例によりまして学識経験者が6名以内、住民代表及びその他の者が15名以内を市長が委嘱すると規定されており、現在、学識経験者が5名、住民代表及びその他の者が12名、計17名で構成しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは、163ページの第2目「塵芥処理費」、事業コード900塵芥処理費のゴミステーション整備費補助金150万円についてお伺いいたします。本当に自治会にとってありがたい拡充なのかなというふうに思うんですけども、補助額が大きくなったことで予算額に早く達してしまう可能性もあるんじゃないのかなと思うんですけど、予算額に達してしまった場合の考え方についてお伺いします。

廃棄物対策班長 予算額に達してしまった場合の取扱いについてでございますが、基本的には当初予算範囲内の補助というのを想定しており、次年度以降での整備が可能かどうかの検討を含め、その都度協議させていただきたいと考えております。

ひさなが委員 はい、わかりました。基本的には、その予算の範囲内というところですけど、そうであるならば皆さんがしっかり知った上でヨーイドンとならないと、なかなか情報が、どこかは知っている、どこかは知っていないという状況だと不公平になるのかなと思うんですけど、その辺の周知と、あといつからこの申請というのが始まるのか、そういった点をお伺いいたします。

廃棄物対策班長 周知につきましてですが、まず年度当初開催されます自治会長集会での周知を予定しております。合わせまして、各自治会長宛に制度のご案内の文書も送付する予定でございます。地域の美観と環境美化を図るためにも、積極的なご利用につながるよう周知に努めてまいりたいと考えております。それと、申請開始時期の見込みについてですけども、現在あります既存の補助と同様に、年度当初から随時受付を行ってまいりたいと考えております。

ひさなが委員 はい、わかりました。最初に自治会の皆さんが知るのは自治会集会になるんですね。申請自体は、それよりも前になるということではないんですか。新年度当初というのは、4月1日から申請は始まるということですか。それだ

と、知ってる人、知らない人、結構差が出てしまうのかなと思ったりもするんですけど、先ほどの考え方でいけば、年度当初に自治会の皆さんにお知らせしてからスタートするというほうに公平感があるんじゃないのかなと思うんですけど、その点について見解をお伺いします。

生活環境課長 委員ご指摘のとおりだと思います。ただ、各自治会におかれましては、年度当初からすぐ動かれるという事例、今までの経験上でございますが、いきなりもう4月1日からすぐ申請というのはなかなかない。やはり、自治会の総会とかそこら辺を経て、収集のカゴの申請をしようかというような流れになりますので。それと、先ほど来、年度末に予算が足りなくなった場合とかのご懸念等もありますが、年度当初につきましては、まだ予算はまだそんなに消化していないというところで、自治会によってその前後はあろうかと思いますが、対応については予算も含めて可能だと考えておりますので、当然、その申請に関しての不公平感というのはなるべくないように努めてまいりたいと思います。

米弥委員 この補助事業について確認なんですけど、各年度につき1行政区3基までとあるんですけど、1基ごとに整備費用2分の1、上限10万円の補助を受けることができるんですよね。

廃棄物対策班長 米弥委員がご案内のとおりでございます。1ステーションに例えば複数基、2基整備した場合でも、2基分の補助というところで想定しております。

綾城委員 部長に1点確認をさせていただきます。ひさなが委員がごみステーション整備事業、これ予算を倍に拡充されて、もしかしたら申し込みが増えるんじゃないかと。それなりに予算もついてますけど、オーバーして足りなくなったときに、でもあくまでも当初予算の範囲内で執行していくと。足りなくなったら次年度に申請してもらうというような流れになるんだろうと思うんですけど、さっき集落支援員のときには何かあれば補正で対応されるって言われてました。この、その補正で対応するのか、それとも予算の範囲内でされるのかっていう、この判断基準というのはどういうふうに判断されてるのかっていうところの基準を聞かせてもらえますか。

市民生活部長 先ほど市民活動推進課のほうでのお話となりますが、今回の件との比較で、特に補正で対応するしないという明確な基準というのは特に持ってない、正直なところを申し上げます。今こちら答弁する中で、あくまでも当初予算の範囲内という形でお答えしたかと思うんですけど、状況にもよると思うんですよね。どの程度の申請であったり、ご相談があるかという形によって、タイミングによっては、補正対応ができるかどうかっていうのも検討はしないといけないというふうには考えております。

中平委員 このごみステーションの整備というのは、僕らまちかどトークとい

って、各自治会と市議は 3 名程度で話し合いとか意見交換会をすると、ほとんどの自治会でこの事業、補助っていうのが出てきて、本当ある意味これをよく執行部は拾っていただいたなと僕は正直思ってます。ただ、中には本当 2 分の 1 の補助で、生活環境課の方はご存じだと思うけど、やはり 10 万円ぐらいするんですよね、最近のこのゴミ箱というか、収納器が。高いものだと 20 万円ぐらいだから、この 2 分の 1 の補助で上限 10 万円っていうのだと思うんですよ。だけど、本当に十何件かの自治会で、軒数で構成されてる自治会なんかはお金がなくて、もしこれ補助じゃなくて、もうあげますよと。その代わりに 1 年に 1 基ずつにしてくださいよみたいな、そういうお考えはなかったんでしょうか。その辺と、展開というかがありましたらお聞かせ願います。

生活環境課長 委員さんご指摘の内容は、当然、当課のほうにもご意見いただいて、特に小さい自治会さんとか、当然お伺いしております。うちのほうも今、10 万円ぐらいの収納容器っていうことなんですけど、ほかにも簡易的な、もうちょっと割安なごみ箱等の情報等はこちら仕入れておりますので、地域の自治会の実情、あるいは例えば収納容器だけじゃなくて、自作でできる材料費的な支給等も今回対象としておりますので、地域の実情をよくお聞きして、自治会の内容に合った対応をしていきたいと考えております。

上田委員 基本中の基本なんですけど、これすぐに壊れるもんじゃないのでね、ある程度耐用年数あると思うんですけど、ざっくり市内でどのぐらいあるんですか、ごみステーションは。把握されてますか。

生活環境課長 正確な数字はちょっと今資料を持ち合わせておりませんが、大体 1,300 か所というふうに、記憶の範囲内では…。

綾城委員 予算書 152 ページ、153 ページ、第 7 目「斎場費」事業コード 010 長門斎場施設・設備改修事業 451 万円で、修繕料が上がっております。1 点ほど、この修繕の内容についてお尋ねをしたいと思います。

環境衛生班長 令和 7 年度に予定しているのは、火葬路設備の経年劣化に伴い、火葬路台車の更新、電動台車のオーバーホールを予定しています。

綾城委員 予算説明資料の 17 ページ、予算書では 153 ページ。この度猫の不妊去勢手術費補助事業、これが拡充ということになっております。大幅に拡充になって 300 万円というところがございますけれども、これは請願もあって、そういったことで検討していただいたんであろうと思いますけど、拡充になった背景についてお尋ねしたいと思います。

生活環境課長 背景につきましては、委員さんご指摘のとおり、請願を受けまして、関係課と調整してこの内容になったというふうな次第でございます。

綾城委員 わかりました。じゃあちょっと詳細を確認します。不妊去勢手術費補助が 270 万円ついております。これまで一般枠と団体枠っていうのがあったと

思います。この 270 万円のうち、団体枠っていうのがいくらになっているのかというところをお尋ねしたいと思います。

環境衛生班長 今年までは個人においては 1 世帯あたり 3 匹、法人または団体においては 1 団体あたり 10 万円の上限を設定しておりましたが、これを撤廃しましたので、団体と個人の区分けはしないで、270 万円を予算として設定させていただきました。

綾城委員 わかりました。じゃあ続いて補助が、去勢のほうは上限 8,000 円、不妊の上限が 1 万 3,000 円というふうになっております。こちら辺も拡充をさせていただいたというところがございますけれども、この予算のこういった上限が 1 万 3,000 円、去勢 8,000 円にされた、この金額の根拠についてお尋ねをしたいと思います。

環境衛生班長 団体が適用されている市内の病院で最安値を聞き取りまして、団体に手出しが出ない範囲での設定とさせていただきます。

綾城委員 団体の皆さんの活動に寄り添っていただいたというところで。わかりました。では次の質問です。一斉 TNR・譲渡会等のイベント活動費補助、ここに 30 万円ほど予算をつけていただいております。補助対象経費の 2 分の 1 相当を補助するというふうに書かれておりますけれども、この補助対象経費っていうのはどういったものが対象になるのかというところをお尋ねしたいと思います。

環境衛生班長 これについては譲渡会に係る経費でありますとか、一斉 TNR 中の不妊手術は 270 万円の中で想定しているんですけど、その他にワクチンがかかったりですとか、医師の旅費なども想定してありますけど、状況を見ながら、ふさわしい経費から 2 分の 1 に入れていきたいと考えております。

綾城委員 はい、わかりました。今ワクチンということが出ましたけれども、それは猫と犬も対象なんでしょうね。猫とか犬とかっていうのは、何かワクチン接種したり、何かするそうですけれども、その予算にも、それも補助対象になるということによろしいですか。

環境衛生班長 今のところ、犬のほうは想定してないんですけど、猫のほうはワクチン代が結構高額と聞いていますので、現時点では補助対象経費で見ると予定にしております。

綾城委員 はい、わかりました。これは猫のって書いてありますね、そもそも。はい、失礼いたしました。では、この活動経費ですが、今 1 団体は思いつくんですけれども、この活動経費というのは、どんな方が応募でき、どういう方の応募を想定されているのかというところをお尋ねしたいと思います。

環境衛生班長 これについては、要綱の中で第 2 種動物取扱業に限るとしておりますので、現時点では、1 団体しか想定してないというのが正直なところです。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) なければ、ほかにご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 今一度、生活環境課所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、生活環境課所管の審査を終了します。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を 11 時からといたします。

— 休憩 10 : 50 —

— 再開 11 : 00 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、地域福祉課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 それでは、補足説明をいたします。新規事業としまして、予算書 125 ページの第 1 目「社会福祉総務費」の事業コード 010 地域福祉推進事業では、第 5 次長門市地域福祉計画策定のためのアンケート調査、分析にかかわる予算を計上しているほか、同ページ、同目の事業コード 035 長門市地域福祉センター管理事業では、長門市地域福祉センター改修の設計事業を計上しております。また、拡充する事業としましては、予算書 129 ページの第 3 目「障害福祉サービス費」の事業コード 025 地域生活支援事業では、事業者が手話通訳者、要約筆記者等を配置した場合の経費補助及び障害者の日常生活用具の対象種目に暗所視支援眼鏡を追加した経費を計上しております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは、予算書 125 ページ、第 1 目「社会福祉総務費」事業コード 020 長門市戦没者追悼式開催事業が 31 万 5,000 円について確認なんですけれども、車両・船舶と借上げ料ってのが令和 7 年度は計上されてないんですけれども、その理由についてお伺いいたします。

地域福祉班長 参列者の送迎のため、民間のバス会社よりバスを借上げ今年度しておりましたが、参列者数が減少傾向であり、市が所有するバスを使用して送迎することが可能であると判断したため、借上げ料をこの度は計上していません。

ひさなが委員 わかりました。では、バスそのものがなくなるというよりは、今までバスで移動されてた方はとりあえず支障なく移動ができるという考えでよろしいですか。

地域福祉班長 はい、委員さんおっしゃるとおり、参列者の方に不都合がないようにするようにしております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければ、ほか、ご質疑はあ

りませんか。

ひさなが委員 それでは、同ページの同目の事業コードが 035 長門市地域福祉センター管理事業 599 万 1,000 円ですけれども、設備改修事業について、まずスケジュールの見込みについてお伺いいたします。

地域福祉班長 スケジュールということでございますが、令和 7 年度に改修のための設計業務を行いまして、令和 8 年度以降に改修工事を行う予定としております。

ひさなが委員 はい、わかりました。令和 7 年度に設計業務、それから令和 8 年度以降は改修工事というところですが、総事業費の見込みについて、もし出ていたらお伺いできればと思います。

地域福祉班長 実際の改修工事の事業費につきましては、令和 7 年度の設計により算定されますが、設計担当課である建築住宅課からは概算で 600 万円と聞いておりますので、今回の令和 7 年度と併せまして、総事業費は 826 万 6,000 円を見込んでおります。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。なければ、ほか、ご質疑ありませんでしょうか。

ひさなが委員 それでは、予算 127 ページ、第 2 目「障害者支援施策費」事業コード 035 福祉タクシー助成事業 1,178 万 4,000 円ですけれども、1 点だけ。先般、一般質問でも言わせていただいたんですけど、タクシー券、記名が難しい方がいらっしゃるというお話聞いてるんですけど、令和 7 年度、そういう方はどう対応すればいいのか、お伺いいたします。

障害者支援班長 令和 7 年度からはタクシー券の住所、氏名欄を削除しましたので、記名をする必要はなくなりました。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほか、ご質疑はありませんか。

中平委員 だいぶページ、数飛びますが、予算書 145 ページ、第 1 目「生活保護総務費」でございます。事業コードは 010 生活保護事業について、この生活保護の申請、これは精神的にも手続き的にもかなりされる方はきついものがあると思います。令和 7 年度のこの保護の申請等を申請者に対する説明等の取組がありましたらお伺いいたします。

保護班長 相談者が申請しやすいよう、プライバシーを配慮した相談室や、令和 7 年 2 月に改定いたしました生活保護のしおりを活用しながら、丁寧で分かりやすい説明に努めてまいります。また、相談者が感じるストレスを軽減するよう、事前予約や対応時間等を調整することで、窓口が混雑している場合でもスムーズに対応できるような配慮をしていきます。相談者の状況を確認しながら福祉事務所まで来所が困難な場合は、支所、出張所等で相談や申請を受けることも考

えております。

中平委員 ネットに載ってるやつが結構雑で、これ 2 月ぐらいの話なんですけど、それもやはり改正されるとか言えば、申請の前段階のような時でも、家庭までって言ったら大変だけど、さっき言われたような支所だとか出張所でお話もするっていう認識でよろしいですか。

保護班長 委員の認識のとおりでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。なければ、ほか、ご質疑ありませんでしょうか。

林委員 今中平委員がおっしゃったのは第 1 目を言ってたんですか。私は第 2 目「扶助費」生活保護事業。

中平委員 失礼しました。林委員の指摘のとおり、第 1 目と第 2 目を勘違いしておりました。第 2 目でございます。「扶助費」でございます。

林委員 それで、今回の生活保護事業を見ますと、扶助費が 3 億 9,583 万 1,000 円で、前年度の当初 4 億 2,113 万 4,000 円がこれ計上されてたんですが、2,530 万 3,000 円ほど、当初、前年度当初に比べて減額になってるんですけども、この実績に基づいて積算した金額ということで理解してよろしいでしょうか。

保護班長 本年度の扶助費の支給実績や 3 年間の実績額に基づいて算定した結果、減額することとなっております。

林委員 前年度当初に比べて減額した理由はよくわかりましたが、これ、昨年度の令和 5 年度決算の時にも、決算で、こういった生活保護の主要施策の報告書で、それぞれ年齢であるとか世帯人員とか保護廃止の理由とか、色々主要な施策に書いてあるんですけど、傾向としては令和 7 年度も大体同じような、高齢世帯を中心にこの生活保護の比率が多いということで確認してほしい。

保護班長 やはり高齢者世帯が多いのが実情だと思っております。

林委員 それでは、先ほど中平委員の質疑の中で、これから令和 7 年度の取組、あるいはこれまで取り組んできたこと等々が今説明されましたので、そこはちょっと割愛させていただき、財政課長に 1 点お尋ねします。この国庫歳入科目でいけば、48、49 ページの第 2 目「民生費国庫負担金」の生活保護負担金 2 億 9,462 万 3,000 円が扶助費負担金として国から財源として生活保護費に回ります。これ計算すると、4 分の 3 が国庫で大体 4 分の 1 が自治体負担という、県費も若干入りますけど、4 分の 1 が自治体負担と、よくこれ言われるんですけど、その生活保護受給者が増えると市の財政に非常に大きな影響があるのかないとかっていう、まことしやかにそういった話が出るんですが、これちゃんと見るとこの 4 分の 1 相当額っていうのは、実際支出はするんだけど、その年度の普通交付税の基準財政需要額にその 4 分の 1 相当が算定されてる、若干その変動があるにしても、こういう理解で間違いないですか。

財政課長 生活保護の実施に係る事務につきましては、国が本来果たすべき役割にかかる法定受託事務となっておりますが、経費負担につきましては、国と地方での経費分担が行われ、地方負担分に関しましては、交付税の基準財政需要額に算入されることで、地方自治法に規定される国の財源補償義務が果たされていると解釈されているところであります。普通交付税につきましては、国における合理的な計算方法により算定されていることから、令和 6 年度当初予算で申しますと、第 3 款「民生費」第 3 項「生活保護費」にかかる一般財源額約 1 億 3,400 万円に対し、令和 6 年度普通交付税の個別算定経費にかかる生活保護費の扶助費等の参入額約 1 億 3,600 万円と、多少の過大算入、過小算入はありますが、大方の一般財源については普通交付税の基準財政需要額に算入されていると思っております。

林委員 はい、わかりました。だから、私は、これを何故よく聞くのかと、今、非常にこの生活保護のバッシングというのは、もう何年か前から、片山さつきという議員がいらっしやいました。今もいらっしやいますけど、彼女がお笑い芸人の方の親を扶助しなかったと、生活保護を受給していたのを非常にバッシングして、あれ以来ですね、この生活保護に対するスティグマというか、そういうのがすごく社会に蔓延している。私は、非常にここに危機感を覚えるというか、だから生活保護を受けたくても受けられないとか、なかなか申請をためらうとか、本当に憲法第 25 条で保障された権利をもう目の前で、日本の補足率というのは非常に低いわけです、生活保護の。その 1 つの理由が、今課長がまさにおっしゃったように、財政課長がおっしゃったように、何か生活保護が増えると、その市の財政が圧迫されるとか、こう間違ったメッセージが蔓延しているというのが私にはあります。今の基準財政需要額がおおむね変動はあるけれども、極論すれば、これは国が法定受託事務だから、国が責任を果たすべきもの。だから、その生活保護に対する認識っていうのもね、やはりその辺りはしっかり、担当課のほうもその辺りをしっかり認識されて、私は生活保護っていうのは、過去に一般質問をしたことありますけど、基本的に入りやすくして出やすくしてあげる。入りやすくして出やすい、特に、つまり高齢世帯以外の就労意欲がある人とか、一時的な病気でちょっと就労ができない人とか、入りやすくして出やすくしている、そういった環境整備を是非ね、令和 7 年度の執行においても整えていただきたいと思うんですけ、部長、その辺り如何でしょうか。

健康福祉部長 生活保護の問題に関しましては、林委員は大変詳しいんですけど、生活保護をためらうとか、そういったことはないようにしたいなというふうに思いますし、先ほど担当のほうで申しましたプライバシーへの配慮とか、必要な方には当然必要な行政制度が届くというのは当然当たり前のことではありますので、そこら辺については今もやっておりますけど、これからもしっかりと取り

組んでいきたいというふうには思っております。

吉津委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

岩藤委員 それでは、今の同じ予算書 144 ページから 145 ページの第 2 目「扶助費」、事業コード 015 生活保護適正実施推進事業 1,962 万 5,000 円についてお伺いします。これは、昨年と比べ 1,187 万 4,000 円の増額となっております。下の詳細を見ますと、システム改修委託料が 712 万 4,000 円挙がっているんですけど、この内容についてお伺いいたします。

保護班長 現在、生活保護システムは、自治体独自のシステムを標準準拠システムに改修し、国のガバメントクラウドにシステム改修環境を移行するよう法律で定められており、令和 7 年度から対応するよう事業を実施しております。主な増額としましては、委員おっしゃられるように、システム改修委託部分の生活保護システムの改修費、標準準拠システムへの移行作業、それに伴う庁内ネットワーク作業の計 712 万 4,000 円を新たに予算計上しております。それぞれの対象経費につきましては、補助金が交付されるようなこととなっております。主なものは以上です。

岩藤委員 はい、わかりました。それでは、職員旅費 10 万 7,000 円という金額が今年度挙がっておりますが、その理由についてお伺いいたします。

保護班長 福祉事務所に従事するケースワーカーは、社会福祉主事の資格が必要となります。そのため、その資格のない職員が人事異動となった場合、社会福祉主事認定通信課程を受けるために職員旅費 10 万 7,000 円と、それに伴う研修費負担金 8 万 5,000 円を今回新たに予算計上しております。

吉津委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは 129 ページ、第 3 目「障害福祉サービス費」、事業コード 025 地域生活支援事業の意思疎通支援事業補助金 15 万円についてですけれども、まず予算化した経緯についてお伺いいたします。

障害者支援班長 令和 6 年 3 月議会一般質問の中で、綾城議員の合理的配慮に関する確認において、手話通訳者派遣に対する補助などソフト面について今後検討できるのではないかと思っていると市長答弁から、担当課で研究した結果、合理的配慮の機運の醸成を図るためにも効果があると考え、今回予算化に至りました。

ひさなが委員 はい、わかりました。では、この予算の説明資料のほうでは、5 件を見込んでいたというふうにあったと思いますけれども、この 5 件とされた理由についてお伺いいたします。

障害者支援班長 今年度、団体等から手話通訳者、要約筆記者等の配置について

は 1 件の依頼があり、市が手配しています。今後は補助があることで増える可能性があることから、枠として 5 件としたところでございます。

ひさなが委員 それと、この説明資料のほうでは、市が共催・後援する大会、行事等においてというある一定の縛りみたいなものがあると思うんですけど、そのほかにもいろんな団体が大きな式典とか長門でされたり、そういったときには市の共催とか、こういうのが取れないときもあると思うんですけど、今回、この事業においては共催・後援する大会、行事等の縛りをつけた理由についてお伺いいたします。

障害者支援班長 市の共催・後援の縛りをつけた理由についてでございますけれど、市の共催・後援基準に準じた形でこの事業も実施していく方向で考えたところでございます。

ひさなが委員 では、大会・行事等の等という部分で、例えば共催や後援が取れてなかったとしても、市がふさわしいと認めていただければ、この事業を活用することが、活用できる可能性があるという考え方を持ってもいいんでしょうか。

障害者支援班長 令和 7 年度のこの事業については、共催・後援が条件というふうな形で考えています。

ひさなが委員 はい、わかりました。では、この予算 15 万円でございますけれども、予算に達したときの考え方についてお伺いいたします。

障害者支援班長 令和 7 年度につきましては、15 万円というふうな予算で計上しております。令和 7 年度につきましては、予算が 15 万円に達した時点で、令和 7 年度については 15 万円というふうな形で考えているところでございます。

ひさなが委員 予算に達した時点で終了という考えというところですけど、予算化した経緯で先ほどおっしゃいましたけど、合理的配慮の機運の醸成というところをおっしゃられてましたので、新規の事業でどれぐらい今から増えていく、この事業を利用されるかわかりませんが、機運の醸成というところであれば、予算に達してまださらに申請があったときでも柔軟にやっぱり対応していくべきではないかなと私は思うんですけど、その点について見解をお伺いいたします。

障害者支援班長 基本的には、事業者負担が原則と考えているところであります。今回の事業につきましては、一部助成をすることで機運を醸成し、日常的に事業者が行事等の開催時に考えていただける環境づくりを考えているところでございます。

綾城委員 部長に同じことをお尋ねいたします。先ほど部課は違いますが、基準はないんだろうと思うんですけど、その 5 件に行くかどうかはまたちょっと、あともう 1 回質問しますが、別としても、もしその予算に達したときに、令和 7 年度は予算の範囲内でやっていきたいということですけども、

今後、この令和7年度予算を執行されるにあたって、この部課の中で、合理的配慮の意識の醸成を図っていくってところで、もし5件を超えてきたら、例えば令和8年度は補正をしてでもやっていこうとか、そういった柔軟に考えることも必要なのかなって、先ほどの市民生活部の意見を聞いてても思ったんですけど、その辺りの部長の見解をお尋ねしたいと思います。

健康福祉部長 今、綾城委員がおっしゃいましたように、令和7年度やって、令和8年度以降どうするかという話であります。当然、令和8年度予算につきましては、令和7年度の実績に基づいて必要額を見積ってという考え方で予算を組みますので、当然令和7年度の実績がこの予定しているより増えるのであれば、その実績を基に令和8年度予算を考えるということになろうかと思えます。補正につきましては、現時点どうするかというのは考えてはないですけど、基本的には令和7年度の実績に基づいて需要が多いようであれば多めに予算を組むという形で今は考えております。

綾城委員 はい、わかりました。これは見込みが難しいと思うんです。ただ、うちは例えば何か大会をされる場合に手話通訳若しくは要約筆記を設置しなければならないという条例を持っているわけでもないというところで、この周知ですよ。この事業を開催される方への周知というか徹底ということをやってほしいといったところは、どのように周知徹底を図っていかれるのかというところをお尋ねしたいと思います。

障害者支援班長 周知についてでございますけれど、周知については4月号の広報、ホームページ、文字放送で周知を行い、さらにチラシを作成して事業者等へ配布する形で周知を予定しているところでございます。

綾城委員 例えば、うちはそういう条例を持ってないので難しいかもしれないですけども、共催を出すときに申請がありますよね、後援とか。共催をしてほしいという申請があったときに、例えば他の自治体なんかでは条例があるっていうのもあるんですけども、もうこれはちゃんと設置してくださいよっていうようなことをやっぱり市がちゃんと促してる。直接促してるんですね。そういったところっていうのは、例えばそういう申請があったときにそういったことをされるのかどうか、そういう啓発をされるのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

障害者支援班長 当然、総務課のほうと連携しまして、共催・後援についてはチラシ等の配布についても協力いただこうというふうな形で考えているところでございます。

綾城委員 わかりました。よろしくお願ひします。1点確認なんですけど、これ手話通訳者、要約筆記等を配置した場合って書いてあるんですけど、この等とというのは、これ例えば何が該当するんですか。

障害者支援班長 手話通訳者のほかに手話奉仕員さんとかもいらっしゃいますので、その辺で等をつけさせていただいたところでございます。

林委員 予算書 128 ページから 129 の第 3 目「障害福祉サービス費」、事業コード 025 地域生活支援事業、予算説明資料でいくと 14 ページです。今回、この日常生活用具給付等事業に 1,265 万 4,000 円の中に新たにというか拡充として、暗所視支援眼鏡というのが 39 万 5,000 円ほど計上されております。これを取り入れた政策的な背景というのをお尋ねします。

障害者支援班長 暗所視支援眼鏡につきましては、令和 5 年の 9 月議会の一般質問において、綾城議員より暗所視支援眼鏡を日常生活用具の給付対象としてほしいという要望がありまして、対象とする方向ということで市長のほうで答弁しているため、担当課で検討した結果、導入する形となりました。

林委員 要するに今回総じて議会の一般質問であるとか要望的意見であるとか、そういったのが結構具体的に予算化をされているっていうのはよく目につくっていうか、今回、非常に特色っていうか、あるなというふうに私自身は感じております。聞くところによると 39 万 5,000 円っていうのは、これ眼鏡 1 つ分と、眼鏡はなんていうんですかね、単位は。個っていうんですか、1 個、2 個ですか。不案内で申し訳ないです。これ 39 万 5,000 円、1 つ分だというふうに聞いてるんですけれども、日常生活用具給付等事業の中で、例えばこれ 2 個以上、複数あったらこの予算の中で回していくというお考えでよろしいでしょうか。そういった申請があれば。お尋ねします。

障害者支援班長 日常生活用具給付等事業の中で、用具の執行の状況を見ながら、その辺は対応を考えていこうというふうな形で考えているところでございます。

綾城委員 それでは予算書の 126 ページです。事業コード 900 社会福祉総務費、この中に社会福祉協議会運営費補助金 4,771 万 9,000 円というのがあります。ここについて、いくつか質問をさせていただきたいと思っております。この質問に関しましては、一般質問、地元紙の新聞報道等で色々ありました。言えないことも多いんだろうというふうに思っております。しかし、この予算、令和 7 年度のこの基盤強化事業の予算の可否について我々も判断をしなければならないというところで、答えられるところは答えていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、まず 1 点目です。令和 6 年度の当初予算が、5,237 万 9,000 円。これに対しまして今回、令和 7 年度の当初予算 4,771 万 9,000 円でございます。466 万円減額となっておりますけれども、こちら、今回地元紙、長門時事新聞に色々縷々出ております。問題点が出ておりますけれども、この報道が、減額には関係があるのかどうかということをまずお聞きいたします。

地域福祉課長 一部関係をしております。

綾城委員 わかりました。一部関係しているというところでございますが。それでは、次の質問に参ります。それでは今回の令和 7 年度の当初予算の基盤強化事業の、この社会福祉協議会ですかね、運営費補助金の 4,771 万 9,000 円の減額の理由、そしてこの積算の根拠についてお尋ねをしたいと思います。

地域福祉課長 まず、積算根拠からお答えさせていただきます。基盤強化補助金につきましては、まず地域福祉事業に従事する 14 人分の人件費 5,537 万 6,000 円を算定いたしました。そこから、社協が今回違法と認めました一部の職員に対する特別昇給分のうち、基盤強化補助金に影響した 181 万円を減額しております。加えまして令和 7 年度は、地域福祉事業と委託事業とを兼務する職員がいるとの申告がありましたので、委託事業を兼務する部分に係る人件費 584 万 7,000 円を減額しております。その結果、令和 7 年度は 4,771 万 9,000 円となり、結果的に令和 6 年度と比較すると 466 万円の減額となりました。

綾城委員 わかりました。では今、課長の答弁の積算根拠の中で、令和 7 年度はこの基盤強化補助金が、この 14 人分の人件費として 5,537 万 6,000 円と算定したというふうにお答えになっておりますけれども、算定の根拠についてお尋ねしたいと思います。

地域福祉課長 社協からいただきました根拠資料を参考に、本来の適正な号給に戻した上で、市が人件費を積算した結果が 5,537 万 6,000 円となりました。

綾城委員 算定の根拠はお尋ねしました。ほかにもいくつか確認をさせていただきたいと思います。この 2 月 28 日の地元新聞によりますと、記事の中で、違法性が指摘された職員給与分の財源のほとんどが市からの補助金分というふうに書かれておりますけれども、実際はどうであるかというところ。これの市の見解についてお尋ねをしたいと思います。

地域福祉課長 その部分に関しましては、判明している限りでは、ほとんどではなく一部という認識でございます。

綾城委員 わかりました。次の確認です。この地元紙によりますと、この文章の中では、市としては違法性のある基準で算定された人件費は決して認められないとして、厳しい対応を取る方針ということで、市ではさらに責任の所在を確認する作業を進めており、市社協に対し、損害賠償請求や職員からの昇給分の返還なども視野に入れて今後の対応を検討しているというふうに記事が照会されております。この件に関しまして、この損害賠償請求とか、この補助金の返還について、市の見解について伺いたいと思います。

健康福祉部長 本来ですと、補助金の返還請求をすべきところなんですけれども、昨年末に社協から提出された改善報告書の中で、令和 5 年度、令和 6 年度の特昇給による影響額が示されましたので、基盤強化補助金に影響した額を算定いたしまして、改めて予算編成中でありまして令和 7 年度補助金におきまして

調整を図ることといたしました。したがって、市が社協に対して損害賠償請求をしたりとか、社協の職員の方から直接昇給分の返還を求めるということは現時点で考えておりません。

綾城委員 わかりました。それでは、部長に何点かお尋ねをしたいと思います。部長は、社会福祉協議会の理事になられておりますけれども、こちらはどのような立場で役員に入られておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

健康福祉部長 私の社会福祉協議会の理事の選任区分につきましては、行政関係者ということで参加しております。したがって、長門市健康福祉部長という立場での理事ということになります。

綾城委員 それでは、今、長門市の健康福祉部長の立場で入られているというところでございます。それで、この2月28日付の地元紙では、市の関係者として出席をされていた長門市健康福祉部長が、社会福祉協議会の常務の解任を求める緊急動議を提出されて可決されたことが載っております。これは部長が市の考え方に沿って理事会で解任動議を提出された、緊急解任動議を提出されたというふうに受け取っておりますけれども、市として解任動議を提出した判断の背景について伺いたいと思います。

健康福祉部長 市としましては、指摘事項に対しまして適切な改善策が講じられ、それが確認できれば、解任動議までは出す必要ないというふうには考えておりました。けれども、2月の理事会で諮られた給与規程の改定案につきましては、とても適切な改善が見込める内容とは言えない内容でありましたため、同じ過ちを繰り返さないためにも、急遽、解任動議について提出するというように判断いたしました。

綾城委員 はい、わかりました。なかなかお答えできないところがあるんだと思います。いろいろ新聞報道等で事案が表になったのは、いろいろ書かれておりますけれども、これは市のほうでも、これからさらに問題の全体解明を急いでいくというふうになっているんだと思います。現段階で部長のほうから何か特に議会に説明しておかなければならないようなことがあるのか、伺います。

健康福祉部長 今回の問題につきましては、現時点、まだ全容というのが明らかになっておりませんので、従って現時点、これ以上の議会の方々にご説明できることがないのが現状でございます。

綾城委員 はい、わかりました。最後、部長に1点、これは調査が落ち着きましたら、議会に対して改めて報告をしていただきたいというふうに思いますけれども、お尋ねいたします。

健康福祉部長 社会福祉法人に対する指導監査につきましては、社会福祉法第56条第4項の規定により、市が改善のために必要な措置を取るべき旨の勧告を

行いまして、期限内に是正改善が見られない場合に同条第 5 項の規定によりまして勧告に従わない旨の公表ができるとされておりまして、現在、社協さんに関しましては、そのような状況まで至っていないということでございますのであります。ただし、改善報告書の内容につきまして、適正なもの、十分であるという確認ができた時点で、議会の皆様に対して改めてご報告を差し上げたいというふうに現時点では考えております。

林委員 この問題は、一般質問させていただきまして、答弁はほとんどされていません。今のような、具体的には。これは予算審査なので、私はそこまで中身についてここで聞こうと思っしていません。ただし、先ほど前年度当初予算ベースと令和 7 年度の当初予算ベースの金額の差異というは、積算根拠も含めてお尋ねしましたが、令和 7 年度当初は、社協の要望額と実際この予算計上した額というの、どの程度差異があるのかというのをお尋ねしたいんですが。

地域福祉課長 今時点、その数字は持ち合わせていないんですが、7,100 万円程度だったと記憶しております。

林委員 これは一般質問で、私は令和 6 年度の要望額と実際の金額の差異、大体 57 パーセントぐらいだろうというお話をさせていただきました。今課長がおっしゃったように、大体そのぐらいだろうと。先ほど積算根拠の中で、兼務をした職員の分、つまり、これはちょっと言葉が適切ではない。報道にあるように、報道もそうなんですけれども、市が指導文書を出した文面には、その不当に給与を支払っていたので、その分の 180 万円ぐらい差し引いて、なおかつその兼務職員の分の職員の人件費を差し引いたという話で、この兼務をした職員というのは具体的にどういう意味なんですか、それは。それを減額した理由の中で。

地域福祉課長 委託事業に関わる方につきましては、委託料の中から人件費を支払いますので、あえて基盤強化補助金の中で支払うと重複してしまうということから、兼務をされている部分についての減額をしたということでございます。

林委員 わかりました。元々、今の社協の体制が歪になっている裏返しじゃないかなと思うんですね。人員体制、社協は社協で人件費、経常経費の圧縮も努めていかなきゃならないから、どうしても兼務辞令を発していくことになるということもあるんですけれども、まあ、わかりました。それで、今回、この要望額との差異の認識というのは、どうしても埋まらないということについては、私は先ほど綾城委員のほうからもありましたが、報道等で 21 日です。私の一般質問が 19 日ですから、21 日に理事会が開かれる。その理事会のあり方は、それは理事会が決めるからあれは言いませんけど、なかなか事前に書面でそういった解任動議を出すというような諮られ方もしてないという話も聞いてますし、この正当性というか、その解任動議のあり方そのものの正当性というのが非常に問わ

れるんじゃないかなど。5日以内に理事に全て、書面でこういう動議を出すよとか、議案を出すよと言っとかなきゃいけないのに、それもなかったという話を聞いてますので、この辺りね、やはり私は、部長も個人的に行ったもんじゃないと思ってる。それは、市の方針に沿って動かされた。だから、その辺りはね、部長もこれからちょっと丁寧にね、やっていただきたいと思う。その辺りの今度補助金を支出して社協に地域福祉をしっかりと、行政ができない、行政が委託した事業をやってもらうわけだから、やはりそこはしっかりと協力しながら、連携しながら、お願いしたいと思うんですけど、その辺りの考えを聞かせていただきたいと思います。

健康福祉部長 林議員の一般質問にお答えしたとおり、当然、この指導監査に対する改善はもちろん改善報告書で、改善していただくことはもちろんですけども、社協さんとの関係につきましては、多くの委託事業を含めて地域福祉の向上ということで、全体で連携を取らなきゃいけない状態でありますので、そこは当然しっかりとやっていきたいというふうには思っております。

吉津委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、地域福祉課所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。

林委員 副市長に、今の話を聞かれて、一般質問を含めてですけど、私の一般質問の真意というのは、副市長は多分理解されてると思うんです。何を私が言いたかったのか。いみじくも今部長がおっしゃったことのおりだと思っただけです。やはり私は、双方がやはりこういう、何か認識が違う、見解が違う、そういうことがあると、結局、それによって迷惑を被るのは市民だから、そういうことがないようにしていただきたい。私は一般質問で市長の見解というのを最後まで聞けなかったんです、時間の関係もあって。是非、メッセージとして市長にもお伝えしていただきたいんですけども、ぜひ副市長、今部長がおっしゃったように、やはり、胸襟を開いて、お互い何が問題で、お互いの要求をぶつけ合ったら1ミリも改善しませんから、こちら半歩譲るけど、そちらも譲ってくれとか、そういう関係性、要するに風通しのいい関係性をぜひつくっていただきたい。今後、先ほど報道にもありましたが、事務局長の解任もある、会長も3月末で責任を取って退任されるということで、おそらく新しい体制になるでしょう。何も問題がなければ。そうすると、ますます私は思うんですよ、いつも。市社協と行政というのは、主従関係でもないですよ。金を出してるほうが強いてよく言われるんですけど、そうじゃない。対等、平等です。独立福祉法人、それは自治体、行政、そこに地域福祉の充実を図っていく。だから、ちゃんとそういうテーブルについて今までやってると思うんですけども、これまで以上に、こういう問題が起きたからこそね、やる必要があるのではないかと思うんです。その辺りのちよっ

とご見解をお尋ねしたいと思います。

副市長 ただ今委員がおっしゃったことはまさしくそのとおりであって、先ほど議案の中にも出てまいりました地域福祉計画、これは市が策定しておりますけれども、この冊子の中に地域福祉活動計画、これは市社協がおつくりになったもので、同時に入っているんですね。こういう計画というのは、本市の計画の中では例を見ない計画でございます。それだけお互いがタッグを組んで市民福祉の向上のために努力しなければいけないということで、こういう冊子が1つの結果として現れているわけでございます。その上で、今回は大変残念な事案でございます。確かにいろいろと手続き面とか、その辺りで、委員がこれはどうなのかとご不快の念を抱かれたのは否めないところで、そこはお詫び申し上げます。この度、9月の指導監査で明らかになったのは、一般質問の答弁でも申し上げましたけれども、6月に行われた市社協内部の監査。この監査で人件費が取り上げられておりました。これは、指導監査で判明したことですけれども、その人件費が昨今急増していると、監事が指摘するわけです。これが、将来の社会福祉協議会の運営基盤を揺るがしかねない事態だという指摘、厳しい指摘があったんです。それに対して、当然、理事会を含めて、その旨が監査報告として出ていけば改善の方向に進んだかもしれませんが、9月のその我々の指導監査においても、その改善の跡が見えなかったんですね。これはどうかと。その中に、社協が認められた特別昇給のことも触れられていたにも関わらず、その後、職員にはそのまま毎月支給されていたと。こうなると、この給与規程についてどうお考えなのか、社協がですね。私どもこの数年、要望額を受けてまいりました。ご案内のとおり、今年は、一般質問でも出ましたように9,000万円まで至ったわけですが、急増しているんですね。その理由は、いわゆる同年代の市役所の職員と10万円の格差がある、月に直して。その格差を是正しなければいけないということをおっしゃって、毎年のように上がってまいりました。しかし、市役所の職員と同じというのは如何なものでしょうか。100人に満たない職員を抱える1社会福祉法人が、市の職員と同レベルの給与を支給していたら、先ほどの監事の指摘じゃありませんけれども、それこそ社協の基盤を崩すことになる恐れがあると。それはもう火を見るよりも明らかです。そうしたら、こちらとしては、県内他市の社協の人件費と比較してどうなのか、こういう指摘もしてきたんですけれども、お答えは未だにいただいております。そういったところを踏まえますと、確かに胸襟を開いて、この問題を解決しなきゃいけない、これはもう当然です。したがって、私どもとしては、今回のことを契機として、こちらの基盤強化補助金の中身、そして社協の使っておられる給与規程、こういったところのあり方を、ぜひ一緒に胸襟を開いて協議をさせていただきたい、そういう思いでございますので、決して社協をどうのこうのと指摘するばかりではな

くて、より良い社協に生まれ変わるように、私どもとしては汗をかいてまいりたいというふうに思っております。

吉津委員長 今一度、地域福祉課所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。

綾城委員 私から 1 点、副市長にお尋ねをしたいと思います。この地域基盤強化事業、社会福祉協議会の運営費でございますけれども、過去、覚え書きで 7 割ぐらいの覚え書きがあった。それを破棄されて、今では地域福祉事業に関わる職員さんに対する人件費については 100 パーセント補助がされているというふうな考え方でこれまで来られているというふうに思います。これまで来られたんですけれども、この地域福祉事業に関わっているという、この地域福祉の概念というのが、これが例えば市役所側と、社会福祉協議会側と、線引きが難しい。何を持って地域福祉事業なのかという線引きが難しい。微妙なところがあるというところが、あるんじゃないかなっていうふうにちょっと思っています。この微妙なところの折衝で、現場の職員さん、うちであり社会福祉協議会さんが実際現場で協議をされるんですけども、ここでいろんなすれ違いが起きてしまう。最終的には、市がこうですと決めないといけないから。やはり、そこにすれ違いが起きてしまうんじゃないか。これも 1 つの要因なんじゃないか。要因なのかなとも思ったりもします。今後、これをきっかけに、今の基盤強化事業の積算の考え方やあり方というところを私は今一度再検討する必要があるというふうに思っています。そのことについて、副市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

副市長 先ほど、委員のほうから 70 パーセントというお話がございました。これは、私が 7 年前にこの職に就いたときに、最初にお会いしたのが今の会長である藤野さんでいらっしゃるんですが、藤野会長から、この 70 パーセントというのはどうなのかと、根拠がないわけですね。社会福祉事業法ではこんなことはやられてないよと、確かに法律上は、しっかりその人件費を補助するんだと、それが基礎自治体の役割ということが明記されていますので、これはおかしいですねということで、先ほど委員がおっしゃったように、地域福祉事業に従事する職員に対しては 100 パーセント補助するというので、その覚え書きはもう全部破棄したわけでございます。それで、今日に至っているところなんですけれども、先ほど社協の要望額が急増したと申しましたが、私どもとしてはどこまでも地域福祉事業に関わる方については 100 パーセント補助するという体制で積算をしてきたつもりです。これは、一般質問の答弁でも申し上げましたけれども、社協には大きく 3 つの事業がございます。いわゆる地域福祉事業ですね。そして子育て支援課や高齢福祉課とか地域福祉課から委託する委託事業、それから介護保険事業をはじめとする収益事業、この 3 つから成っております。そうしますと、先ほど申し上げた 14 人の中には、いわば総務系の方々も含まれていらっしゃる。これについては、当然、総務の仕事ですから、先ほどの 3 つの事業

にまたがって仕事をされている方もいらっしゃるわけです。そういった方々の従事割合をベースにした人役計算をして、先ほど課長が申し上げたような査定をしてきたというところがございます。これは7年前から全く変えておりません。ところがですね、今回のご要望は、全容がはっきりしないとわかりませんが、人というのは分割できないんだというようなお考えと思われるんです。人は1人ということで積み上がっているのではないかと。それが今回、最終的には9,000万円という多額の金額まで至っているのではないかというふうに思われます。これはまだ、全容が明らかにはなっておりませんので、はっきりとは申しませんが、そういったところに齟齬があったのではないかというふうに感じております。おっしゃるとおり、先ほどの林委員に対するご答弁を含めて、もう1度、社協と事務方同士でしっかり議論、協議をさせていただきたいというふうに思っております。

吉津委員長 今一度、地域福祉課所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、地域福祉課所管の審査を終了します。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を13時からといたします。

— 休憩 11:58 —
— 再開 13:00 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、高齢福祉課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はありません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

江原委員 予算書の127ページ、それから予算説明資料は13ページでございます。その中の多機関協働包括的支援体制整備事業です。この中で、高齢化がもう急速な勢いで進んでおりました、様々な課題が山積しておる中で、やはり居住支援ネットワーク会議等を通じてこのいろんな課題への対応と、大変重要なですね、取組がされておられる、継続的に取り組まれている事業なんですけれども、この中で最初にお聞きしたいのは、相談支援包括化推進委員及び福祉エリア支援員が何名ずついらっしゃるか、最初にお尋ねをいたします。

地域包括ケア推進室長補佐 相談支援包括化推進員につきましては、高齢福祉課地域包括ケア推進室内に1名配置しております。福祉エリア支援につきましては7名配置しており、7つの地域福祉計画エリアごとに、地区社会福祉協議会のほうに配置をさせていただいております。

江原委員 はい、わかりました。そういうメンバーを中心に本当にご支援の福祉関係事業者、また不動産業者さん関係のいろんな関係者と交えて、会議を進められて把握されておられる、なかなか家庭の中に入っていくというのは難しい状況にあらうかというふうに思いますが、その説明資料の下のところに、参加支援事業委託料及び、福祉エリア支援員活動支援業務委託料、この2つにつきましては、それぞれが472万4,000円と510万円になっておりますけれども、どのような委託内容か、お伺いをいたします。

地域包括ケア推進室長補佐 まず、参加支援事業につきましては、長門市社会福祉協議会に体制整備と見守り等居住支援の運営費として418万円ほど委託をしております。ほか、見守り等居住支援の受入れとして、社会福祉法人福祥会へ34万1,000円、NPO法人きらりに19万8,000円を委託料として計上しております。次に、福祉エリア支援員活動支援業務委託料につきましては、地区社会福祉協議会に合わせて510万円ほど計上しております。

江原委員 はい、わかりました。それらの委託を中心に展開されていると思いますが、来年度については、今までの反省を踏まえ、このいろんな課題を含めた形で取組を展開されると思いますけれども、令和7年度については特に留意されている、あるいはしていきたいという点がありましたらお願いしたいと思えます。

高齢福祉課長 委員ご指摘のとおり、先ほどのご発言の中にありました居住支援ネットワーク支援のところ、居住支援ネットワーク会議のところなんですけれども、令和5年度から国の支援を今年度に受けまして、それ以降の取組ということで今年度も引き続き行っているところで、次年度につきましては、居住支援に関係する団体、それからあと市内の住宅部局とか、あと先ほどありました不動産会社、それからあと福祉の各種支援団体、支援事業者とネットワーク会議を通じて、居住支援、入居のところから生活支援、それから退去するときに残置物とかが出たりとか、そういったところの支援の仕組みをどのように作っていくかというところを深めていく取組が大きい取組になってこようかと思っております。また、先ほどもありました福祉エリア支援員につきましては、継続して地域の巡回訪問をやっていただきながら、重層的支援体制整備事業の中でアウトリーチの役割も果たしていただくということで考えております。

江原委員 はい、わかりました。ありがとうございました。その次に、私の質問は最後にしたいと思うんですけど、こう色々進めていって行く中で、いろんなうまくいかない部分もあらうし、あるいは中にしっかり入り込んで対応できているという部分もあらうと思えますけれども、そういった中で、いろんな悩みが相談できない、独居の方もいらっしゃるような状況にもありますので、こういう事業もありますよということで、啓発みたいなのが必要だろうというふうに思う

んですけれども、その辺りを少し、今までもされておられると思いますけれども、なんか工夫されるようなことがもしあれば、ご説明していただけないでしょうか。

高齢福祉課長 周知のところにつきましては、やはり広報「知っちょこ」に、掲載とか、あるいは、ほっちゃテレビで特集番組とかで入り込めたらいいなというふうに考えておりますけど、なかなかそこまで今年度までできておりませんが、次年度につきましては周知活動についてももしっかり取り組んでいこうというふうに考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

米弥委員 必要な支援が届いていない方に支援が届くよう、福祉エリア支援員による巡回訪問で、先ほどの答弁にアウトリーチの役割っていう、言われましたが、この訪問頻度と言いますか、具体的にどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

地域包括ケア推進室長補佐 まず、福祉エリア支援員のほうに高齢者の世帯の名簿をお渡しして、そこから巡回訪問を行っていただきます。その中で支援が必要だと思われるケースにつきましては地域包括支援センターのほうにお繋ぎをいたしますが、継続して訪問が必要と思うケースについてはエリア支援員のほうで訪問をいたします。プランを立てて、ご本人のほうにまた継続的にというところがある時には、プランを立てて、ご本人の同意の中で継続的にそのケースに入っていくというところで、月に1回というような形の計画を立てるようなことでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。なければ、ほか、ご質疑ありませんでしょうか。

ひさなが委員 131 ページ第4目「老人福祉費」の事業コードが020 敬老事業1,019万9,000円についてお伺いします。この敬老事業も各自治会さんをいろいろな手法でされると思うんですけれども、記念品配布の場合、その対象者っていうのがその自治会の加入の有無に関わるのかどうか、この点、まずお伺いします。

高齢福祉課長 敬老事業交付金の算定対象者数につきましては、要綱で77歳以上の方と規定をしております。自治会加入の要件につきましては特に謳っておりませんので、そこは要件にはなっておりません。また、議員ご指摘の記念品配布につきましては、新型コロナウイルス感染症が広まった令和2年度から、感染拡大の恐れがあるということで、記念品を敬老祝品として配布することをこの事業に含める形で今実施しております。自治会加入の有無が記念品配布の要件とされている自治会があるのかどうかにつきましては、こちらのほうでは把握をしておりますけれども、市といたしましては、より多くの対象となるようにお配りいただけたらというふうに自治会のほうにお願いをしているところです。

ひさなが委員 はい、わかりました。77歳以上の方がその算定の対象というところで、自治会加入の参加の要件としてないというところで、今あったこう記念品についてなんですけど、記念品を例えば届けることができなかった場合、ただ、交付はこう自治会にしている時に、その差額というか、お金の返還等をする義務が自治会にあるのか、お伺いします。

高齢福祉課長 交付金額につきましては、要綱に定められた単価により、自治会の申請内容に基づき算定して交付しております。自治会によりましては、事前にやはり予定された人数分の記念品等購入を既にされているということが多いということもありますので、実績による返還については求めてはおりません。

ひさなが委員 はい、わかりました。最初に、自治会加入の有無は関係ないというところと、返還の義務もまたないというところで、そういった状況で多くの方にしっかり対象者にこう敬老事業としても届けていただいたり参加したりと、そういうメリットがあるべきものかなと思います。また、そういった仕組み、自治会とかに、加入に関係ないよとかいったところは、もう1回ちょっと自治会、ちゃんと周知をしっかりと徹底する必要があると思いますけれども、令和7年度、こういった周知をされていくのか、お伺いいたします。

高齢福祉課長 毎年4月に各地区で開催されます自治会長会議で敬老会事業の説明資料を配布して、事前に各自治会長に敬老会事業の交付金の活用による実施をお願いしているところです。また、制度改正の変更等が生じた場合には、少しでも自治会の負担軽減が図れるように、自治会長会議等に出席して直接説明をさせていただいております。より多くの対象となる高齢者が参加できる敬老会となるよう、また、敬老会開催が困難である場合には記念品が対象となる高齢者にお届けいただけるように、今後も自治会にお願いをしまいたいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。

岩藤委員 同じく「敬老事業」の敬老祝金ですね。これ90万円ほど挙ってますが、これ今100歳以上で理解して、何歳以上からの祝い金か確認をしたいと思えます。

高齢福祉課長 100歳になられる方が対象になってます。

岩藤委員 それでは、祝い金が今3万円でしたっけ。ということは今30人の積算というふうに考えてよろしいですか。

高齢福祉課長 はい、その通りでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほか、ご質疑ありませんでしょうか。

中平委員 同ページ、事業コードは015老人保護措置費でございます。これ老人保護措置費で1億5,569万円ほど、この積算根拠と、これ令和6年度より

1,264万5,000円減額になっております。その要因をお伺いいたします。

高齢福祉班長 まず、積算根拠につきましては、現在、7施設62名の措置者を予定しておりまして、生活費につきまして4,166万7,000円、そして事務費、こちらが1億1,402万3,000円、こちらを合算して予算計上しております。なお、減額した要因につきまして、こちらにつきましては、令和6年度当初予算につきましては68名分の予算を計上させていただいておりましたが、令和7年度当初予算分としましては6名分の減額、それが減額の要因となっております。

中平委員 この施設は長門市だけではないとお聞きしております。山口県の設置、長門市だけの施設ではないということなんで、市内、市外の設置場所等をお伺いいたします。

高齢福祉班長 県内の設置状況についてということでございますが、まず、下松市を除く12市に養護老人ホームの設置が19施設、そして周防大島町、平生町、阿武町に各1施設、合わせまして12市3町に計22施設の設置がございます。

中平委員 その中でも、市外の施設にも長門市の住民の方が入場されてると思いますが、その辺の人数と割合等わかりましたらお願いします。

高齢福祉班長 まず、市内施設、ゆもと苑でございますが、こちらの入所は、本年2月末現在で1施設に対して36名の入所者がいらっしゃいます。あと、市外施設への入所は、ほかの6施設に対して16名が入所されているというのが現状でございます。あと割合ということでございますが、そうですね、予算の構成比というところですか、人数の…。

中平委員 わかればいいです。下松ほかの施設にあと何名ずつかっているのがわかればいいです。だから、今言われた市内36名、市外16名でもう結構でございます。

高齢福祉班長 市外の施設への入所、長門市民以外の施設への入所というのは他市が措置いたしますので、そちらの把握というのはできておりません。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければ、ほか、ご質疑ありませんか。

ひさなが委員 同ページの同目の事業コードが055福祉タクシー助成事業498万8,000円ですけれども、令和6年度の当初予算と比較して令和7年度は減額となっておりますが、まずその理由についてお伺いいたします。

高齢福祉班長 まず、約半減となっているその理由につきましては、令和6年度当初予算では新たに要介護1と2を交付対象としたことから、申請率及び利用率につきましては想定し予算計上させていただいておりました。一方で、令和7年度当初予算につきましては、令和6年度の実績に基づき算定した結果を反映させていただいておりますので、その結果、予算額がおおむね半減しているということでございます。

ひさなが委員 実績に基づいてというところで、ただ、去年はもう想定して予算が結構大きくなってたというところ、もし令和 7 年度、それぐらいまで膨らめば、もちろん対応ちゃんとしていくという考え方でよろしいですか。

高齢福祉班長 現状では、実績に基づき予算計上という形を取らせていただいておりますけれども、今後、状況を見て判断することになるかと思えます。

ひさなが委員 はい、わかりました。予算に達したからできなくなるっていう、趣旨のものではないと思えます。柔軟に対応していただきたいなと思えます。もう 1 点、先ほどの地域福祉課にも聞いたんですけど、タクシー券への記名が難しい方、やはり高齢になればなるほど出てくる可能性があると思うんですけど、令和 7 年度どうされるのか、お伺いいたします。

高齢福祉班長 本年度予算で作成いたします令和 7 年度のタクシー券から、表紙を除くタクシー券面の氏名及び住所欄を削除し、準備を現在進めているところでございます。また、表紙への記名につきましては、タクシー券交付時に市職員が記名を行うこととしておりますので、記名が難しい方への負担軽減につながるのではないかと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほか、ご質疑ありませんでしょうか。今一度、高齢福祉課全般にわたり、ご質疑ありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で高齢福祉課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機願います。

— 休憩 13:19 —

— 再開 13:20 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、子育て支援課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 それでは、補足説明をいたします。当初予算説明資料 15 ページの「ながと子育て応援保育料無償化事業」では、第 1 子の保育料の無償化にかかる経費について計上しており、同時に、予算書 43 ページの第 2 目「民生費負担金」では、保育料について前年度比減額としております。次に、予算書 139 ページの第 1 目「児童福祉総務費」の事業コード 225 こども家庭センター運営事業では、令和 7 年度からの開設、運営にかかる経費を計上しているほか、同ページ、同目の事業コード 230 児童虐待予防・対策総合事業では、産後ケア事業や子育て世帯訪問支援事業など、児童虐待、ヤングケアラーの対策事業を計上しております。また、予算書 141 ページの同目事業コード 235 保育環境改善等事業では、私立保育園が実施する多様性に配慮した遊具設置に対する補助金を計上

しております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは、予算書は 139 ページの第 1 目「児童福祉総務費」の事業コードが 050 ファミリーサポートセンター事業 555 万 5,000 円についてお伺いいたします。運営の委託料が令和 6 年度の当初予算と比較して増加となっておりますが、その理由についてお伺いいたします。

保育班長 主な増加理由は、長門市社会福祉協議会に業務委託している提供会員と依頼会員とのマッチングを行うコーディネーター職員の人件費が増加したことによるものです。

ひさなが委員 はい、わかりました。対して、ファミリーサポートセンター事業費補助金というのは、令和 6 年度当初予算と比較して減少となっております。実績に基づいてのものなのか、その理由についてお伺いいたします。

保育班長 本市では、依頼会員の経済的負担の軽減と利用の促進を図るため、利用者負担額が時間当たり 500 円に収まるよう、利用者に対して利用料の一部を助成しております。具体的には、平日利用は 1 時間当たり 100 円の助成、土日祝日利用は 1 時間当たり 200 円の助成、年末年始の利用は 1 時間当たりが 300 円の助成、1 時間を超え 30 分以内の利用は 50 円の助成となります。令和 7 年度の見込みは、利用時間に応じて、100 円の助成が 350 件、150 円の助成が 100 件、200 円の助成が 55 件、600 円の助成が 10 件と試算しており、近年、長門市社会福祉協議会が実施する会員増加の取組の成果として会員数は増加傾向にあります。子どもの数の減少により利用件数等の減少が見られることから、実績に応じて減額して予算を計上しておるところでございます。

ひさなが委員 実績に応じて減額されているというところなんですけど、事業をしていく中で、もちろん利用者の数に増減あると思うんですけど、想定を上回った場合はちゃんと対応していただけるのかどうか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

子育て支援課長 今の利用料の助成金額というのは毎月ごとに精算をしておりますので、利用状況を確認しながら、不足が生じる場合にはまた補正予算等で対応していきたいというふうに考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

岩藤委員 今のご答弁で人件費の増額というふうなお答えがあったと思うんですが、この人件費の詳細については説明とか受けれますか。今、常駐されてる方とか、それは使用される方も、金額は利用される方が払われると思うんですけど、このその人件費についての詳細、どのような勤務体制をされてるか、そこまで把握されているのか、お伺いいたします。

子育て支援課長 社協さんのほうからお聞きしておりますのは、職員が専任で1人ついていただいている、その分についての人件費を見積書の中で書いていらっしゃる。それを比較した時に、昨年度比かなり上がっていたということでございます。

吉津委員長 関連質疑はございますか。なければ、ほか、ご質疑ありませんでしょうか。

米弥委員 予算書 139 ページ、同日、児童虐待予防・対策総合事業、予算説明書 15 ページなんですけど、この事業で子育て世帯訪問支援事業とありますけど、この子育て世帯の訪問っていうのはかなり難しいと言いますか、ある程度人間コミュニケーションが取れてないと難しいと思うんです。そこで先方から依頼があつて訪問されるのか、また定期的に訪問するのか、事業内容をお尋ねいたします。

子育て支援課主幹 子育て世帯訪問支援事業っていうのは、訪問支援員が、家事、子育て等に対して不安、負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問して、家庭が抱える不安や悩みを継承するとともに、家事、子育て等の支援を実施するものでございます。定期的に訪問っていうか申請をいただいて、調査をさせていただいて、決定して、そのプランに基づいて実施をするという形になります。

米弥委員 何人体制でされてるんでしょうか。

子育て支援課主幹 子育て訪問支援事業は委託事業になります。介護保険のヘルパー事業所や障害福祉サービスのヘルパー事業所へ委託して実施を行う予定としております。

林委員 それで、これは児童虐待予防、それから児童虐待予防・対策総合事業なんですけれども、児童虐待の場合っていうのは、児童相談所、これとの関わりっていうのはどういう関係性になるんですか。

子育て支援課主幹 児童相談所と市のこども家庭センターは、通告の窓口は一緒なんですけれども、その中でも児童虐待の重症度の高い方を児童相談所が受け持って、比較的軽微な虐待の分を市町のこども家庭センターが請け負うというような形になります。

林委員 したがって、この申請される、先ほどの議論にありましたこども家庭センターというのが非常に重要な役割を、それこそ妊産婦から子育て世帯、子どもさんまで含めて、重要な役割を果たすんですけれども、今回ここが準備室から昇格をしてやるということで、私自身も非常に効果がしっかり上がるようにやっていかなきゃいけないし、それもだからこそ準備期間があつて、準備室でそれぞれ総合的に全体を俯瞰してマネジメントしていくんだらうなと思うんですけど、その辺りの基本的な考えをお尋ねしてみたいと思います。

子育て支援課長 基本的な考え方としては、今委員おっしゃるとおりでございます。ただ、今年度しっかり準備をさせていただいたところでございます。ただ、子育て支援課だけではやっぱり対策という部分までは参りませんので、今おっしゃった部分に加えて、ほかの課の所属との協力体制、ネットワークづくりというのをまた進めてまいりたいというふうに思っております。

岩藤委員 今の答弁で、軽度な虐待っていうふうにおっしゃられたんですけど、その軽度な虐待っていう判断基準っていうのは、どの程度を見込まれておられるのか。また、それを対処する方法としてどのような案を持っていられるのか、お伺いいたします。

子育て支援課主幹 重症度の判定基準というものが全国的にありまして、その重症度の判定基準に沿って判断をしております。まず、虐待を把握したときには調査をいたします。聞き取りですね。その聞き取りをして、保護者の方と子どもさんにも聞き取りをして、何が背景にあるのか。その虐待自体はいけないことですけれども、起こす背景にやっぱり寄り添いながら、ご家庭の困りごとととかに対して対応していったら、虐待をなくしていくっていうふうな対応をしていきたいと思っております。

ひさなが委員 虐待の軽度だったり重度だったりという話が出たんですけど、今実際に市で把握している虐待の件数っていうのはどれぐらいなのでしょう。

子育て支援課主幹 令和7年2月現在で、虐待対応している件数は17人の11世帯になります。

ひさなが委員 わかりました。なかなか1年単年でしたからとって、すぐ解決できるような問題ではないと思うんですけど、この事業を始めて、これからの展望というのをどういったふうに考えられているのか、お伺いします。

子育て支援課主幹 本事業につきましては、支援を必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に適切な支援を確実に届け、養育環境の支援体制の充実強化を図っていくものであります。先ほど委員言われたとおり、単年度で解決するものではないため、今後も継続してこの事業を実施していく必要があると考えています。

中平委員 予算書141ページ、同日「児童福祉総務費」、事業コード600その他事業についてでございますが、この事業は令和6年度当初予算より1,759万7,000円の減額となっております。その要因は一時預かり事業の減額だと思われませんが、その説明をお願いいたします。

子育て支援課長 令和6年度当初予算におきましては、私立の認定こども園、1園が令和5年度以前に自主事業として実施されていた預かりの事業、これについて令和6年度は委託事業として取り組みたいという申し出がありましたため、令和6年度当初予算では委託料として予算を計上しておりましたけれども、人員の配置であったり事務手続きの負担から、結果的にはそれまでどおりと同じ

自主事業として継続されたところですが。令和7年度につきましても、引き続き、自主事業で預かりを継続されるということでしたので、令和7年度の当初予算には計上を見送ったため、大幅な減額となったというところがございます。

中平委員 それでは、預かり施設等が減少されたということではないということでしょうか。

子育て支援課長 はい、委員お見込みのとおりです。

中平委員 これしつこいようですけど、減少しないから児童、保護者等への影響もなかった、ないという考え方でよろしいでしょうか。

子育て支援課長 お見込みのとおり、自主事業自体はずっと継続されますので、保護者または子どもへの影響というのはないというふうに考えております。

ひさなが委員 同じページの同目で、すぐ下の900児童福祉総務費404万3,000円ですが、この予算の中に児童公園にかかるものがあると思います。市内の公園については整備を進めていかれる方針だとは思いますが、子育て支援課所管の公園について、令和7年度はどういった方針で維持管理や整備を行っていくのか、お伺いいたします。

子育て支援課長 市内の公園は、今おっしゃられたようにいくつかありまして、関係の各課がそれぞれ管理をしておるところでございますけれども、子育て支援課が所管する児童公園というのは大小合わせて10か所あります。令和7年度につきましては、草刈りや樹木の剪定・管理費用のほか、遊具の点検業務委託料、それから不良遊具の修繕費用を計上しておりまして、公園の新設や大規模な改修等の予定は今ございません。

ひさなが委員 わかりました。大規模なものはないというところですけど、遊具の安全というのはすごく大事ななと思います。引き続き点検を是非していただきたいなと思います。また遊具を設置されてから時間が経ってるものもあって、不備が出てくるものって、これはもうしょうがないことだとは思いますが、人口減少下において、全て修繕すればいいというものでは僕はないなと思っているんですけども、あるべき姿っていうのをちゃんと計画をされて、要らないところは極端に言えばもう撤去していただくか、そういった考え方も必要となるのではないのかなと思うんですけども、担当課の見解をお伺いいたします。

子育て支援課長 まず、児童公園の点検につきまして、安全点検につきましては毎年行っているところがございます。それから、子育て支援課が管理いたします児童公園というのはかなり小規模なものが多くて、それぞれの自治会にあるような公園でございます。実際には、近所の子どもたちが利用されているというのもありますし、その管理につきまして、その自治会のご厚意で草刈り等もされているところがございます。リスクを回避するために、遊具の撤去というの、そ

ういったお話等もございますけれども、私どもとしてはやっぱり自治会さんのほうの地元利用等をきちっと把握した上で、地元の意向とかも聞いた上で、撤去または更新というところを考えていきたいというふうに思っております。

ひさなが委員 139 ページ、同日、事業コード 225 こども家庭センター運営事業についてです。いよいよ令和 7 年度から始まるというところで、改めて業務内容の詳細について伺いたします。

子育て支援課主幹 従来の子ども家庭総合支援拠点と子育て世帯包括支援センターの機能は維持したまま、両機能を一体化し、こども家庭センターを設置するものでございます。業務内容としましては、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、子育てに関する総合相談窓口として、あらゆる悩みや心配ごとに対しての包括的な相談支援や、子どもの権利である生命や健康、成長、発達等の保障に損害を与える危険が及ばないように、支援の必要性が高い妊産婦、子ども及びその家庭に対し確実に支援を届けるための支援メニューの総合的なマネジメントを行うことになっております。

ひさなが委員 はい、わかりました。説明資料のほうには、家庭児童相談員や子ども家庭支援の報酬等もこう計上されておりますけれども、こういった専門的な知識が必要な方だと思いますけど、こういった方がこの職務にとあたられるのか、伺いたします。

子育て支援課主幹 家庭児童相談員には教員免許を持った方をお願いしており、子ども家庭支援員には精神保健福祉士の資格を持った方をお願いしております。

ひさなが委員 はい、わかりました。令和 7 年度が運営の初年度ということになると思います。初めてこう進めていくことなので、いろんな想定外のトラブル等もあるのではないのかなというふうに思いますけど、今想定されているもの等あれば、あとはその対応についてどういう考えを持ってらっしゃるのか、伺いたします。

子育て支援課主幹 運営の初年度ではありますが、円滑に運営できるよう準備期間を設け、こども家庭センターの運営に必要な基盤を整えてきたところです。トラブルの発生がないとは言えませんが、こども家庭センターが対応する内容はとてもデリケートなこともあり、事案が起こった時には早急に判断し、適切な対応が図れるよう、関係機関とのネットワークをより強化していくことが必要であると思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほか、ご質疑はありますか。今一度、子育て支援課所管全般にわたりご質疑はありますか。

ひさなが委員 副市長にちょっと 1 点お尋ねをしたいと思っておりますけれども、今回、特定教育・保育給付事業というところで、第 1 子目の保育料無償化が予算を

されているかと思えます。子育て世代にとって非常にありがたいものだと思いますし、市長の公約であったのかと思うんですけども、今まで、なかなか時期というところは明確に言われてこなかった中で、令和7年度の当初予算にこれが入ってきたっていうと、この考え方についてお伺いします。

副市長 この第1子目の無償化によって保育料の完全無償化、今回果たすわけでございますけれども、第2子目以降については、昨年、県事業のほうで一步踏み出した補正と言いますか行われておりました。そういったところを併せ考えた時に、いわゆる現場の対応、人的資源と言いますか、人材の対応が十分かどうかについてその後検討いたしました。第2子目がスタートしましたので、踏まえて、現状のニーズがどんなところにあるか、そしてこちらの人材の体制が整うかどうか、そこを慎重に検討する必要があるということで、その時には第1子目には踏み切らなかったわけでございます。その後、令和7年度に向けて、体制整備を含め大体目処が立ったということで、今回完全無償化に踏み切ったという、どこまでも物理的な背景ということでご理解いただきたいと存じます。

吉津委員長 今一度、子育て支援課所管全般にわたりご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で子育て支援課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機願います。

— 休憩 13:45 —

— 再開 13:46 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、健康増進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 予算書149ページの第2目「母子保健事業」の020不妊治療費助成事業では、不妊治療費の助成の拡充、新たに市内の唯一の分娩医療機関に体制維持の経費の一部を助成し、健やかな子を産み育てる環境を整備する予算を計上しております。また、市民の安全・安心を確保するため、これまでの取組に加えて、新規事業として、COPD（慢性閉そく性肺疾患）の検査受診勧奨、带状疱疹ワクチンの予防接種を行います。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

中平委員 予算書は149ページ、第2目「母子保健事業費」、事業コードは015。妊婦健康診査事業について、令和6年度当初予算より533万7,000円増額されておりますが、その理由をお伺いいたします。

管理班長 妊婦健康診査事業につきましては、妊産婦乳幼児健診業務における

特定個人情報の開発に対応するためのシステム改修費用と妊婦健康診査の委託料単価変更に伴い、妊婦健康診査委託料が増額したことが主な増額の理由となっております。

中平委員 今言われましたシステム改修費用と委託料単価の増額分がいくらになるか、お伺いいたします。

吉津委員長 ちょっと時間かかりそうだったら。わかりますか。あとしましうか。一旦置いて、ほか、先に行きたいと思います。ほか、ご質疑はございませんでしょうか。

中平委員 予算書は149ページも、第2目「母子保健事業費」事業コード020。これ先ほど部長が説明されました不妊治療費助成事業でございます。予算説明資料は16ページでございます。これも161万2,000円増額されております。拡充された治療法等があったらお伺いいたします。

健康増進課長 不妊治療費助成事業につきましては、県の助成範囲が一般不妊治療で3万円、人工授精で9,000円となっておりますが、令和7年度から一般不妊治療と人工授精を合わせて10万円を限度額としまして、県の助成範囲を超える6万1,000円を通算5年間助成するとともに、所得制限を撤廃し、より多くの出産を望む女性に受けていただけるよう拡充するものでございます。また、不妊不育症検査・治療における自己負担分について、20万円を限度額として新たに助成するものでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければ、ほか、ご質疑はありませんか。

上田委員 同じ16ページの下ほどなんですけれども、新しくCOPDの事業が入っております。これ、金額はまだ小さいんですけれども、主に対象者は喫煙者なのかなと思うんですけれども、この目的から算出根拠までお願いできませんか。

健康推進班長 COPD（慢性閉塞性肺疾患）は、大多数が長期の喫煙に起因する肺の炎症性疾患であり、生活習慣病です。肺機能が低下して十分な酸素を取り込めなくなることから、進行すると呼吸困難になることや、肺がん、肺炎、高血圧、心不全など様々な病気を合併する疾患であり、予防が重要な疾患です。令和4年度には、全国のCOPDによる死亡率が13.7パーセントに対して山口県は18.8パーセントです。全国ワースト2位の現状もございます。これまでは健診の機会がなく、なかなか早期発見、早期治療に至っていない現状があることから、集団健診会場において、喫煙歴、受動喫煙歴のある方、息切れや咳など自覚症状のある方に対し、肺機能質問表や呼吸機能検査を実施いたします。委託料の積算根拠につきましては、来年度、17回の集団健診での実施を予定しており、検査単価が1,650円、検査数は1人約10分程度の検査時間を要することから、1会場20

人を想定して 56 万 1,000 円を計上しております。

吉津委員長 関連質問はございませんでしょうか。

林委員 恥ずかしながら、私も 4 年前までタバコ吸ってたので、こういう取り組みは経験者として非常にいいと思うのですが、だけど、喫煙者っていうのは、なかなかこれを断ち切るっていうか、よほどご自身が病気をされたりとかしない限り、普通の生活をしてて、喫煙習慣をやめるっていうのは、なかなか至難の技だと思います。実際、この政策効果っていうのを、なかなかこういう人たちって、こういう人たちっていってはいけませんけど、喫煙者の方って集団のこの健診会場にそもそも来られるんだろかっていう、その辺のこう自分の経験をちょっとカミングアウトしてるんですけど、どうなんですかね、その辺り。せっかくこれやる以上はね、やはり新規で取り上げる以上は、そのちゃんとした効果上がるようにしないとイケないんですけど、なかなかこの喫煙習慣っていうのはね、なかなかこれ断ち切るっていうのはね、並大抵のことではないと思いますよ。その辺りのご見解が、特に喫煙されてる方はよくご存知だと思んですけど。

健康増進課主幹 喫煙をされている方がまず健診会場に来られるかということなのですが、今回、単独で実施いたしましてもなかなか集まらないということが、内部でも検討しまして、集団健診、肺がん検診等で来られる方、また特定健診も一緒にの会場で実施いたしますので、できるだけタバコ吸われてる方に声をかけて、無料で実施できるというところを PR しながらまず検査を受けていただく。検査を受けていただくにより自分の状態を把握できるということをきっかけに禁煙の動機付けということを考えておりますので、今回は健診の中でやはり受診勧奨をしていくっていうような形で考えております。

林委員 課として、目標みたいな掲げてるんですか。その具体的な数値目標みたいな掲げていらっしゃるのでしょうか。なければ別に構いませんけど。

健康増進課主幹 受診者の予定というものがありますので、その受診者の予定に対してどのくらいの方が受診いただいたかっていうことと、まず医療につながったか、その結果どのような検査結果であったかっていうことを把握しながら、実施の効果として見ていきたいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければ、ほか、ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 155 ページ、第 8 目、診療所運営事業 7,559 万 4,000 円について、いくつかお伺いします。まず 1 点目は、令和 7 年度の運営体制についてお伺いいたします。

健康増進課主幹 令和 7 年度運営体制につきましては、平日は、医師、薬剤師、看護師、事務員ともに 1 名、休日は、医師、薬剤師は 1 名、看護師、事務員は 2 名、年末年始につきましては、医師、薬剤師は 2 名、看護師、事務員は 3 名を

予定しております。また、繁忙期につきましては、休日につきましても医師 2 名で対応を行う予定としております。

ひさなが委員 はい。今、繁忙期とあと年末年始ですか、医師が 2 名でこう対応を行うというところはありませんけれども、基本的な考え方としては、2 名来られても、それぞれが別室でと言いますか、1 人が患者さん 1 人、1 人が患者さん 1 人を見られるという考え方でよろしいですか。

健康増進課長 はい、委員さんお見込みのとおりでございます。病院で言いますと、これは 1 診、2 診でございますけれども、同じように 2 名医師がいらっしゃいましたら、それぞれで対応いただくということにしております。

ひさなが委員 はい、わかりました。委員会で見学と言いますか学習をしに行った時に、眼科医の方も来られることがあるよということをおっしゃられたと思うんですけど、眼科医の方がその平日とかの 1 名のみになることはありますか。

健康増進課主幹 平日につきましては、平日に執務が可能だという医師を登録していただいて、順番で実施していただいておりますので、眼科医はそこには含まれておりません。

ひさなが委員 わかりました。じゃあ、眼科医さんが来られるのは年末年始の時と繁忙期、休日の医師 2 名体制の時だということになると思うんですけども、その際も眼科医の方は 1 人で 1 名を見られるということでもよろしいですか。

健康増進課主幹 委員ご質問のとおり、眼科医につきましても、1 つの診療室において 1 名の患者さんを診られるということになっております。

ひさなが委員 はい、わかりました。同じところですけど、令和 5 年度の決算後に要望的意見書として看護師の待遇について言及をしておりますが、その意見の反映についてお伺いいたします。

健康増進課主幹 令和 7 年度につきまして、賃金面において待遇改善を図れるように予算計上を行っております。

ひさなが委員 それはもう人事院勧告とかああいうのは全く関係なく、看護師の待遇自体はあげているということでもよろしいんですか。

健康増進課主幹 委員お見込みのとおりでございます。

健康増進課長 先ほど、今委員のご指摘ございました賃金における改善状況のところでございますけれども、おっしゃいました人事院勧告の反映、こういったところも、加味合わせて改善のほうをしているところです。

ひさなが委員 はい、わかりました。あと、事務員についても、専門的な業務、多分あると思います。事務員もいないとなかなかこう運営自体は回らないと思うんですけども、その事務員の待遇改善について、私自身は結構必要などころかなと思ってるんですけども、担当課の見解をお伺いいたします。

健康増進課主幹 事務員につきましても、一部専門的な業務があることから、他

市の同様施設に勤めている事務員さんの状況等を確認しながら、当課としても待遇改善を図っているところであります。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければ、ほか、ご質疑ありませんか。

林委員 予算が、150 ページから 151 ページの第 4 目「感染症予防費」とですね、事業コードが 010 予防接種事業で、予算説明資料で 16 ページですね。带状疱疹ワクチンの問題です。66 万 2,000 が計上されておりますが、予算書で言うと、この 2 億 862 万 1,000 円の中にこれ带状疱疹ワクチンの予防接種事業が盛り込まれてると思います。それで、これ問題、私、昨年 6 月定例会の一般質問で、国がその带状疱疹ワクチンの公費助成を行う前の質問でした。今回、綾城美佳議員が 3 月定例会の一般質問の中で带状疱疹ワクチンの問題についても触れられておりますが、詳細についてはさすがに予算審査があるからそこまでは見込まなかったの、まず、この積算根拠をお尋ねしたいと思います。

管理班長 事業費の積算根拠につきましては、昨年度の高齢者肺炎球菌予防接種者数を参考にし、接種率を約 15%、接種者数を 430 人と見込み、2 種類のワクチンの接種割合は、生ワクチンで約 6 割の 270 人、組み換えワクチンで約 4 割の 160 人を想定しております。また、国が示す基本接種費用額が、生ワクチンで 8,860 円、組み換えワクチンで 4 万 4,120 円であることから、高齢者インフルエンザ予防接種と同様に 3 割を接種者の負担とし、生ワクチンで 2,660 円、組み換えワクチンで 1 万 3,240 円を負担していただくこととしております。以上のことから、生ワクチンの接種委託料として 167 万 4,000 円、それから組み換えワクチンの接種委託料として 494 万 8,000 円、合計で 662 万 2,000 円を計上しております。

林委員 生ワクチンといわゆる組み換えワクチン、以前で言えば不活化ワクチンと言われてたものですが、これの対象 65 歳以上はもう間違いないんですけども、この対象者のまず年齢刻みを説明してもらっていいですか。

管理班長 対象者の年齢でございますが、まず 65 歳以上の方、それから 65 歳以上 65 歳未満のヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方がまず対象となります。それから、令和 11 年度末までの 5 年間に経過措置が設定されておまして、65 歳以上で 5 歳刻み、70、75 のように 5 歳刻みの方が対象となっており、経過措置のその 5 年間で 65 歳以上の方が全て接種機会を設けられているというところになります。

林委員 こういった国の方針で、厚生労働省が昨年、社会保障なんだっけな、ちょっと名称を失念してますが、正確なこと言わないといけないので、これ割愛しますが、65 歳以上の方って基本的に重篤化する可能性が非常に強いので、高いので、その 65 歳以上についていうふうに公費の対象になってるんですけど

も、新年度に新規事業として執行していくわけなんですけど、どういうふうにかこの周知を図っていくのか。できるだけ、本当にこの帯状疱疹というのは、1回こう罹患するとかなり、私も経験ありますけど、かなりきつい。特に年齢が高い方は本当に重篤化する可能性がありますので、その辺りの啓蒙啓発、周知についてお尋ねして、質疑を終わります。

管理班長 周知、告知方法につきましてですけども、市の広報やホームページへの掲載、それから対象者の方に対しまして個別に勧奨を予定しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。

綾城委員 同じく HPV ワクチン。これ同じ事業の中だと思います。令和 5 年度決算で、令和 7 年度当初予算に向けて、要望的意見書の中で、この子宮頸がん予防ワクチンについて、なかなか令和 5 年度の定期接種の接種率が 8 パーセントと低い状況にやっぱりあると。さらなる周知徹底を図りたいということで要望的意見書に盛り込ませていただいております。この意見について、令和 7 年度、こういう事業を推進されるにあたって、どういった点に留意されて事業されていくのかというお考えを 1 点ほど確認したいと思います。

管理班長 HPV ワクチンについてでございますけれども、こちらはキャッチアップ接種が令和 7 年度、条件付きでございますが延長されました。そのこともございますので、令和 7 年度につきましても、個別の勧奨であるとか、つい先日、1 月末になりますけども、対象者の方でまだ接種を完了されてない方につきましては個別に勧奨を行ったところでございます。また引き続き来年度もこういった個別の勧奨等を行いながら、周知に努めてまいりたいというふうに思っております。

中平委員 予防接種事業委託料 2 億 862 万 1,000 円。林委員の質疑にあった帯状疱疹ワクチンが 662 万 2,000 円という金額はわかりませんが、その他の各種予防接種、ワクチン接種の金額等がわかりましたらお願いいたします。

健康増進課長 予防接種委託料につきましては、小児用肺炎球菌や 5 種混合などの各種小児予防接種、また高齢者のインフルエンザや新型コロナウイルスワクチンなどの成人の予防接種費用を計上しております。主なものとしたしましては、小児用肺炎球菌が 999 万 4,000 円、5 種混合が 1,800 万 7,000 円、高齢者のインフルエンザが 3,190 万 1,000 円、新型コロナウイルスが 1 億 1,234 万 5,000 円を計上しております。また、令和 7 年度から定期接種化されます帯状疱疹ワクチンにつきましては 662 万 2,000 円を計上しております。

中平委員 それでは私は、その中から新型コロナワクチン接種費用について、令和 7 年度の取組をお伺いいたします。

管理班長 令和 7 年度の取組についてでございますが、本年度同様に 10 月から 5 か月間の接種期間で、原則 65 歳以上の高齢者を対象に実施することにしてお

ります。高齢者が感染しますと重症化リスクが高まることから、感染症対策の1つとして市広報、ホームページ等で周知を図っていきたいと考えております。

上田委員 带状疱疹にもういっぺん戻らせてください。先ほど来、話の中に、生ワクチン、それから組替えワクチンと2種類という話が出てますが、もうちょっと深掘りした説明をいただけます。お願いいたします。

健康増進課長 それでは、带状疱疹ワクチン接種事業につきましてご説明させていただきます。带状疱疹ワクチン接種につきましては、ご存知のように、令和7年4月1日から、65歳の方及び60歳以上65歳未満の人、免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方を接種対象といたしまして、予防接種法における定期接種のb類疾病に位置づけられたところでございます。同時に、令和11年度末までの5年間に経過措置を実施いたしまして、65歳以上の方全員に接種機会を設けられるということになっております。定期接種に用いられます带状疱疹ワクチンは、50歳以上が接種可能とされておりまして、1回接種の生ワクチンと2回接種を行う組替えワクチンの2種類が薬事承認されており、ともに带状疱疹の発症予防や重症化予防に有効なワクチンとされておりまして、市民の皆様には、定期接種においてこの2種類のワクチンからご選択をいただき、市内医療機関において広く接種ができますよう、現在、体制の整備を進めておるところでございます。

ひさなが委員 157ページの第8目「地域医療推進費」の事業コード020地域医療等対策事業の中で、説明資料17ページの新規事業として産科医療提供体制支援事業600万円上がっておりますけど、まず事業化に至った背景についてお伺いいたします。

健康増進課主幹 市内で分娩に対応する産科医療機関につきましては、近年の少子化による分娩数の低下の影響や分娩自体の収益性の低さから、24時間体制で分娩に備えるための医師や助産師、看護師とスタッフ人件費などの負担が増大しており、体制の継続が大変厳しいと伺っております。全国的にも特に地方の分娩医療施設が年々苦しい状況になっている中、子育て支援の充実を標榜する本市において、お産を支える医療機関を確保することは重要であることから、運営に必要な経費の一部を支援することにしたところでございます。

ひさなが委員 この600万円の積算根拠についてお伺いします。

健康増進課主幹 積算根拠につきましては、分娩医療機関運営にかかる経費の一部として、お産に携わる助産師1人分の人件費を1月に50万円と見込み、年間で600万円を計上しております。

ひさなが委員 わかりました。50万円の12か月分が令和7年度からお支払いすることになると。子どもたちを産む保護者といいますか、お母さん方からすると24時間市内でできるというのは非常にありがたいことだと思うんですけど

も、基本的な考え方として、この 600 万円を年間でお支払いすれば、24 時間長門市内でお産ができるというような考え方を持っていてよいものですか。

健康増進課長 委員お見込みのとおりでございます。

中平委員 この地域医療等対策事業が前年度に比べて 600 万円近く増額になったと。ほとんどはひさなが委員が質問された産科医療提供体制支援事業の予算額と思ってもよろしいでしょうか、お伺いいたします。

健康増進課長 委員お見込みのとおりでございます。

中平委員 予算書 151 ページ、第 3 目「健康推進事業」、説明コード 020 自殺予防対策事業についてお伺いします。厚生労働省の調査によると、近年の自殺者は 2 万 2,000 人程度で推移しており、10 歳から 19 歳の若年層では若干の増加傾向があると報告されております。この事業に対して、令和 7 年度の取組、教育委員会等との連携等もあるかと思いますが、取組をお伺いいたします。

健康推進班主査 令和 7 年度の取組といたしましては、引き続き、市内小中学校で SOS の出し方に関する授業の実施やスクールソーシャルワーカー派遣事業に取り組みます。また、3 月の自殺対策強化月間に合わせて、児童生徒が利用する長門市立図書館で、心の健康に関する書籍の展示や自殺予防に関する啓発コーナーの設置を行います。また、新規の取組といたしまして、啓発用のぼりを作成し、自殺対策推進協議会委員を中心とする関係機関、関係団体へ配布し、広く周知啓発を行うことを予定しております。

中平委員 私からは、これが最後の質疑とさせていただきます。予算書 149 ページ、第 2 目「母子保健事業」、事業コード 045 「5 歳児発達相談事業」について、この事業は昨年、健康増進課に移管された事業ですが、令和 7 年度の取組をお伺いいたします。

健康推進班長 5 歳児発達相談事業につきましては、令和 5 年度まで教育委員会学校教育課所管の事業でありましたが、生後の各種健診から 5 歳児までの発育、発達状況を一括して把握し、就学までの間、継続的に関わり支援できるよう、今年度から健康増進課が所管課として取り組んでおります。市内幼稚園及び保育園を通じ保護者に相談会を案内し、希望された方へ個別相談を行っています。相談会では、医療、言語、心理、教育の分野により専門職が個別相談に応じて、子どもの発達を促し、保護者の育児不安の解消や円滑な就学へのつなぎを図ります。今年度は 12 人に実施し、幼稚園、保育所等での集団生活上の課題への対応や助言等を行っています。令和 7 年度につきましても、引き続き関係課等と連携して実施いたします。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、先ほどの、はい。

管理班長 それでは先ほど中平委員さんからご質疑のありました件につきまして、回答させていただきます。まず、システム改修委託料の事業費でございますが、237万1,000円でございます。それから妊婦健康診査委託料につきましては、こちらが1,539万1,000円となっております。

中平委員 その金額が上昇したという。

管理班長 上昇の額につきましてですけれども、妊婦健康診査委託料、こちらが282万7,000円の増額となっております。

中平委員 システム改修のほうは、増減はなかったと。同額。

管理班長 システム改修につきましては、令和6年度予算では計上しておりませんので、この237万1,000円このままが増額となっております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、健康増進課全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、健康増進課所管の審査を終了します。以上で、本分科会に分担された議案の審査は終了しました。なお、議案第8号に対する討論、採決は、3月13日に開催される予算決算常任委員会で行います。これで予算決算常任委員会文教厚生分科会を散会します。どなたもご苦労さまでした。

— 散会 14:23 —